

いのちを守る計画

～古河市自殺対策計画～



平成31年3月
古 河 市

はじめに

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、自殺予防に関する知識の普及啓発と、自殺のサインに気づき必要な相談機関につなぐ人（ゲートキーパー）を養成するという人材育成を、対策の柱として実施してきました。これまで、自殺は「個人の問題」とされがちでしたが、これらの対策の結果、自殺は「社会の問題」として認識されるようになり、また、約10年を経過した現時点では、自殺者数が減少していることから、これらの対策は確実に成果をあげることができた、と評価できると思います。



しかしながら、古河市においては、直近の数年の状況をみると、自殺者数が若干増加を示しているという状況であり、自殺問題は未だ非常事態の状況にあると言わざるを得ません。

このような状況の中、自殺対策基本法は、施行から10年の節目に当たる平成28年に改正され、都道府県及び市町村は、国が示す「自殺総合対策大綱」と地域の実情等とを勘案して、それぞれの自治体ごとに「自殺対策計画」を策定することが義務化されました。

古河市では、この法改正を受け、この度、今後の市の自殺対策の基本指針とする『いのちを守る計画～古河市自殺対策計画～』を策定いたしました。

本計画は、「誰もが自分らしく生きられるためにも支え合える社会の実現」を基本理念として掲げ、その実現を目指して、古河市という地域の特性に応じた課題への対応策を示しました。具体的には、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営（勤労者）」への自殺対策を最優先課題として、対策を講じていくこととしています。

しかしながら、これらの課題の解決や目標の達成は、一部の部署・組織の取り組みだけでは解決することはできません。自殺問題の背景は、家庭、学校、職場（仕事）、地域社会など生活のさまざまな部面が深く関係していることから、地域のさまざまな関係者等の連携・協力が非常に重要であると捉えています。

古河市では、本計画の策定を機に、「いのちを守る」ということに、全力で取り組んでまいります。市民の皆様方、また、関係諸団体・諸機関等の皆様方につきましても、本計画の趣旨をご理解いただき、今後とも、より一層のご協力を賜りますよう、改めましてお願い申し上げます。

平成31年3月

古河市長 針谷力

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨 2
2. 計画の位置づけ 4
3. 自殺対策の基本認識 5
4. 計画の期間 8

第2章 現状と課題の整理

1. 自殺問題の現状 10
2. これまでの市の自殺対策とその評価 15
3. 今後の自殺対策に向けての課題整理 16

第3章 いのちを守る計画（総論）

1. 基本理念 20
2. 基本方針 21
3. 個別施策の体系立て 24
4. 基本施策（5項目）☆ 25
5. 重点施策（3項目）★ 27
6. 施策の細分類（12項目） 28
7. 計画の数値目標 31

第4章 いのちを守る個別施策（各論）

1. 基本施策（5項目）☆ 35
 - (1) 地域におけるネットワークの強化 35
 - (2) 自殺対策を支える人材の育成 36
 - (3) 住民への啓発と周知 38
 - (4) 生きることの促進要因への支援 40
 - (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 43
2. 重点施策（3項目）★ 45
 - (1) 高齢者への支援 45
 - (2) 生活困窮者への支援 48
 - (3) 勤務・経営（勤労者）への支援 50

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制と進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
2. 計画の評価・見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・54

資料編

1. 自殺対策の視点を踏まえた市内関係機関の施策一覧・・・・・・・・・・56
 - ① 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する・・・・・・・・・・56
 - ② 市民一人ひとりの気づきと見守り・・・・・・・・・・57
 - ③ 自殺対策の推進に資する調査研究等を推進する・・・・・・・・・・58
 - ④ 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上・・・・・・・・・・58
 - ⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくり・・・・・・・・・・59
 - ⑥ 適切な精神保健医療福祉サービス・・・・・・・・・・60
 - ⑦ 社会全体の自殺リスク低下・・・・・・・・・・68
 - ⑧ 自殺未遂者の再企図防止・・・・・・・・・・72
 - ⑨ 遺された人への支援・・・・・・・・・・72
 - ⑩ 民間団体との連携強化・・・・・・・・・・73
 - ⑪ 子ども・若者の自殺対策・・・・・・・・・・73
 - ⑫ 勤務問題による自殺対策・・・・・・・・・・75
2. 古河市の各種相談先一覧・・・・・・・・・・77
3. 古河市以外の相談窓口一覧・・・・・・・・・・80
4. 策定の経緯・・・・・・・・・・82
5. 古河市自殺対策計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・83
6. 古河市自殺対策計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・・・85

第1章

計画策定にあたって



つなガール・さきエール

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国の自殺者、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、ここ数年減少の傾向にありますが、平成29年中の自殺者は21,321人、自殺死亡率は16.8となっており、未だ自殺問題は深刻な状況が続いています。

一方、古河市の平成29年中の自殺者は21人、自殺死亡率は14.5であり、全国や茨城県の数値よりは比較的低い水準となっていますが、市内では、毎月約2人が自殺で亡くなっているという現状を楽観視することはできません。

また、自殺未遂者や自殺企図者はさらに多く存在すると考えられることから、本市においても、多くの自殺問題が存在すると想定することができます。

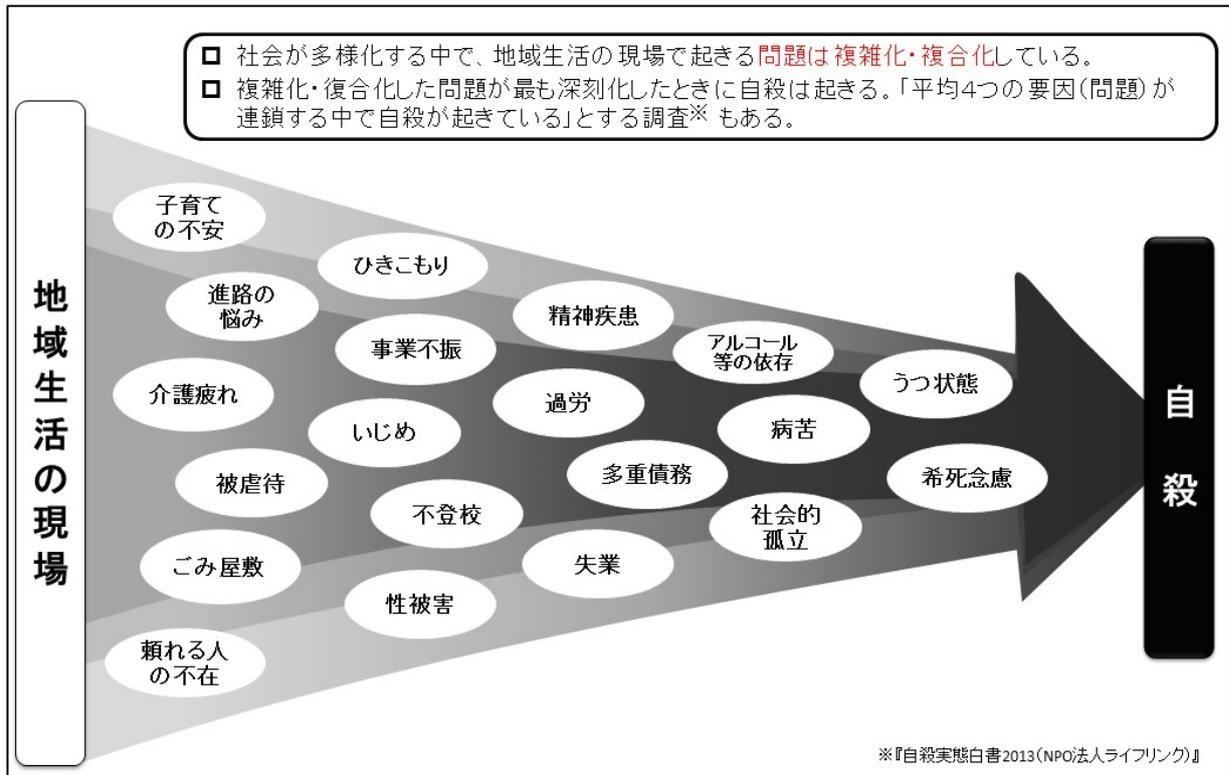
自殺の背景（図表1参照）には、「生活困窮」、「健康問題」、「家庭不和」、「孤立」等、さまざまな要因があり、それらの自殺に関連する要因の除去や問題の解決は、個人のレベルで行うことには限界があります。自殺問題への対策は、個人レベルではなく地域社会全体で対応すべきである、という認識を、まず、すべての人が持つことが必要であるととらえ、また、そのうえで、自殺に関係する、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の行政機関の各種施策が有機的に連携・協働することを、対策を進める上で大切にしてきました。

これらの前提を基本にして、国は、平成18年に「自殺対策基本法」を制定し、具体的な施策方針を「自殺総合対策大綱」に示し、古河市を含め、全国の地方自治体とともにその対策を講じ、自殺者の減少という成果を示すことができました。

そして、その10年後の平成28年、国は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するために、同法の一部を改正し、『生きることの包括的な支援として実施されるべきもの』を自殺対策の基本理念として明記するとともに、自殺対策の地域間格差の解消のために、すべての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することを義務付けました。

本計画は、これらの背景・趣旨の基に、見直しがなされた国の「自殺総合対策大綱」の内容を踏まえつつ、自殺に関する情報収集、現状分析、課題抽出、施策の洗出しとその評価等の作業を経て、市及び関係機関として対応すべき課題を体系化し、その対策と目標を示す、市の自殺対策の基本指針です。

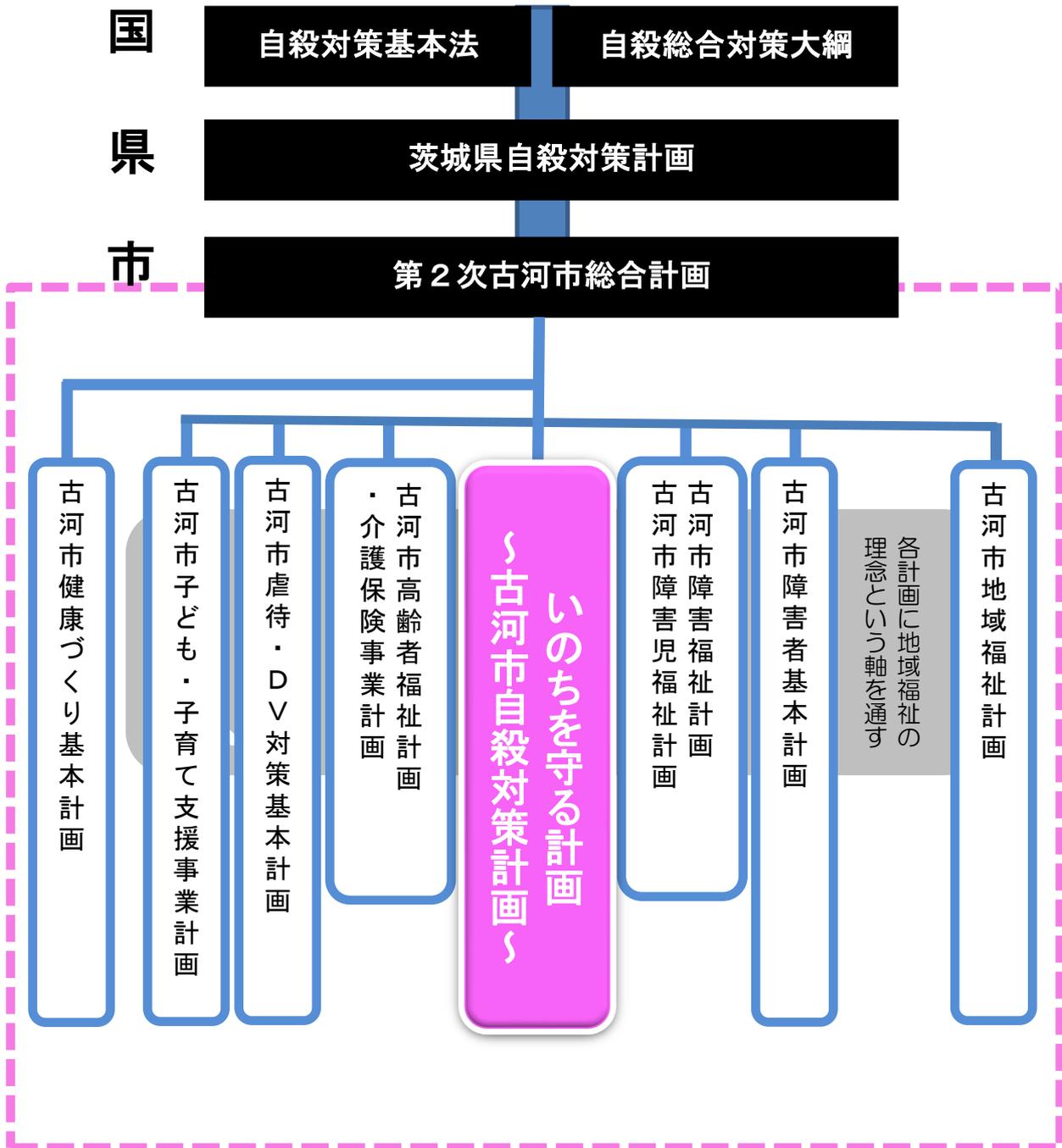
図表1 自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料より）



2. 計画の位置づけ

本計画は、「自殺対策基本法」第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

本計画は、市の最上位計画である「第2次古河市総合計画」の分野別計画として位置づけられるものです。また、国の示す「自殺総合対策大綱」、「茨城県自殺対策計画」、「古河市地域福祉計画」、その他、保健・福祉の関連諸計画等の内容との整合性を図り策定しています。





3. 自殺対策の基本認識

旧自殺総合対策大綱（平成24年8月28日閣議決定、平成29年7月25日廃止）では、「自殺はその多くが追い込まれた末の死」「自殺はその多くが防ぐことのできる社会的な問題」「自殺を考えている人は、何らかのサインを発していることが多い」という3項目を自殺対策の基本認識の柱としてきましたが、新自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）では、その一部を改訂し、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている」「地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する」という3項目を自殺対策の基本認識と明記しています。

古河市においても、これらの新旧の国の自殺総合対策大綱の「基本認識」をベースに、市の自殺対策及び本計画を推進する者が認識すべき基本的な姿勢を次のように示し、これを基軸として市の自殺対策を推進していきます。

【古河市の自殺対策の基本認識】

（1）自殺はその多くが追い込まれた末の死である

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行動ではなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるまでの一連の過程です。

自殺に至るまでには、さまざまな悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感や与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう、という過程があります。

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態をみると、さまざまな悩みにより心理的に追い詰められて抑うつ状態となっている、又は、うつ病やアルコール依存症等の精神疾患を発症していることが多く、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態であることが多くあります。

古河市では、これらのことから、自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「追い込まれた末の死」ととらえて対策を講じていきます。

（2）自殺問題は未だ非常事態にある、そして、自殺は防ぐことができる

古河市における自殺者数の推移をみると、平成18年から平成22年までは、自殺者が30人台で、平成19年と平成22年には年間38人（最大値）という自殺者がありましたが、対策を本格的に始めた平成23年以降は、20人台、10人台と減少傾向を示し、平成28年には16人（最小値）となりました。



しかしながら、古河市における自殺者は、平成30年には31人となり、自殺者が増加するという様相を見せています（図表4参照、P.11）。

また、国から示されている資料によると、古河市の自殺者の特徴は、年齢層では60歳代から70歳代の高齢者に自殺者が最も多く、男女比では、男性が多いという傾向があることがわかっています（図表8参照、P.13）。

これらの状況を見るかぎり、古河市においても、かけがえのない多くの命が日々、自殺に追い込まれていることに変わりはなく、未だ、自殺問題は、非常事態の状況にあると言わざるを得ません。

自殺の背景や原因となるさまざまな要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、相談・支援体制の整備等の社会的な取組みによって、また、自殺に至る前のうつ病等の精神疾患については、専門家への相談や適切な治療によって、「自殺は防ぐことができる」という認識をもって、古河市では対策を推進していきます。

（3）自殺対策は「地域共生社会」の実現を目指す中で、地域全体で取り組む

我が国の自殺対策が目指す姿は、自殺総合対策大綱にも明記されているとおり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。このことから、自殺対策は、「社会づくり」、又は「地域づくり」として推進することが重要であることがわかります。

古河市の自殺対策は、誰もが地域の中でその人らしく、互いに支え合い助け合って生活することができる社会、いわゆる「地域共生社会の実現」を目指す地域福祉の推進の一環として、市の関係部署等による取組みだけでなく、地域のあらゆる関係機関、関係諸団体が互いに連携、協働し、地域全体が一体となって、目標の達成に向けて相互に協力し合っていくことが重要であると考えています。

そのことから、古河市の自殺対策は、今後、改訂等の作業を進める予定である「古河市地域福祉計画」と一体的に、また、整合性を図りながら、地域福祉の推進、強化と併せて対策を講じていきます。

（4）自殺は「誰にでも起こり得る危機」、偏見による対応の遅れをなくす

自殺問題は一部の人や地域の問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題です。古河市では、自殺に追い込まれるということは「誰にでも起こり得る危機」としてとらえ、そのような危機を抱える人の心情や背景への理解を深め、危機に陥った場合には誰に援助を求めることが適当であるかということが、社会全体の共通認識となるまで、引き続き積極的に普及啓発を行います。

死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いています。不眠、原因不明の体調不良などの時に、自殺の危険を示すサインを発していながらも、周囲の精神疾患や精神科医療に対する偏見により、医療機関を受診することに心理的な抵抗を感



じ対応が遅れてしまうという状況に陥らないよう、自殺を考えている人のサインに早く「気づき」、専門家に「つなぎ」、「見守る」ことが普通にできるような社会を古河市は目指していきます。

4. 計画の期間

古河市の自殺対策は、今後、改訂等の作業を進める予定である「古河市地域福祉計画」と一体的に、また、整合性を図りながら、地域福祉の推進、強化と併せて対策を講ずるものとします。そのため、その「古河市地域福祉計画」の計画期間（平成33年度～平成38年度）と最終目標年度を合わせることにしました（図表2参照）。また、国が示している「自殺総合対策大綱」においても、目標の最終年を平成38年としていることとも併せ、本計画の期間は、平成31年度（2019年度）から平成38年度（2026年度）までの8か年とします。

なお、国が示している「自殺総合対策大綱」については、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえて、おおむね5年を目途に見直しを行うとされています。本計画につきましても、「自殺総合対策大綱」を考慮し、8か年計画の中間地点である4年後を目途に、計画の見直しを行う予定です。

図表2 保健・福祉関係計画等の計画期間

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
自殺対策計画	策定	→							
地域福祉計画	→		1年延長	→					
高齢者・介護保険計画	→			→			→		
地域福祉活動計画	→		1年延長	→					
障害・障害児福祉計画	→			→			→		
障害者基本計画	→					→			
虐待・DV対策基本計画	→					→			
子ども・子育て支援事業計画	→		→					→	
健康づくり基本計画	→		→					→	
古河市総合計画 I～IV期計画	→		→					→	

第2章

現状と課題の整理



第2章 現状と課題の整理

1. 自殺問題の現状

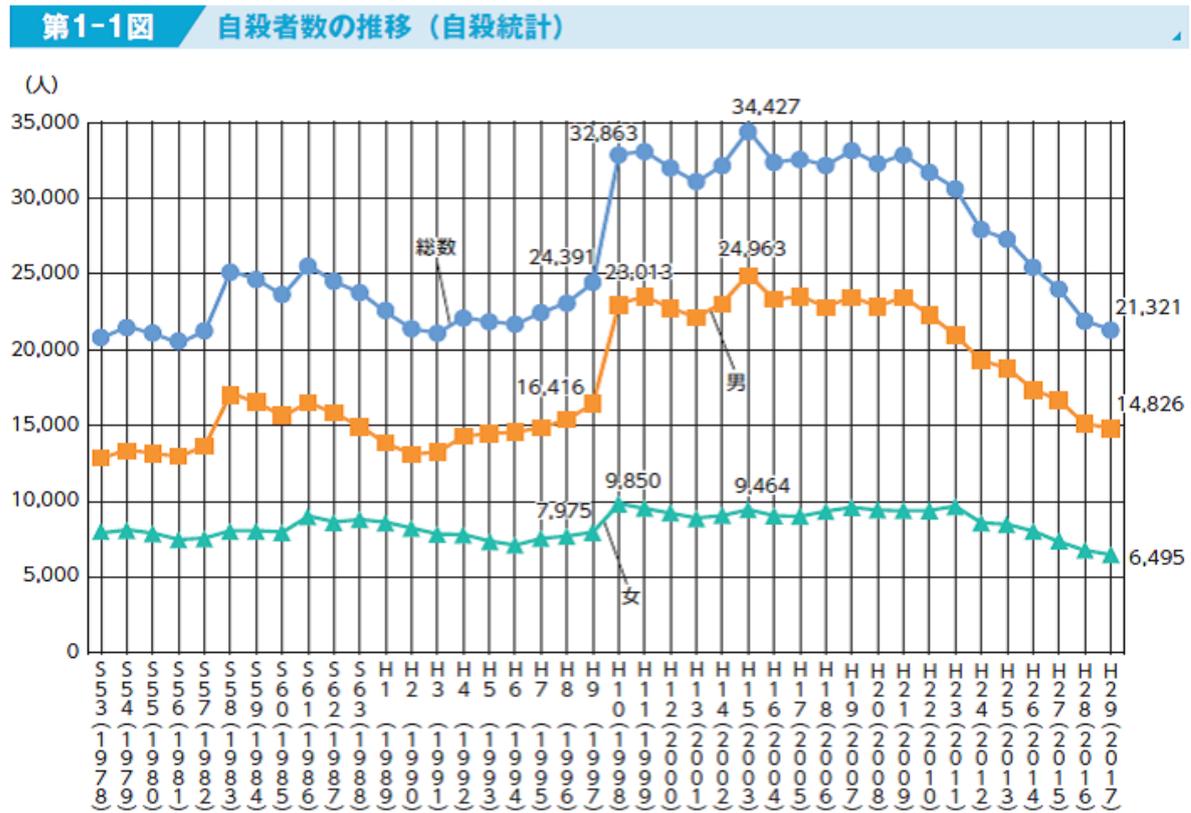
(1) 全国の自殺者数の推移から

全国の自殺者数は、平成10年から14年連続で3万人を超える状態が続いていましたが、自殺対策が始まった平成19年以後は減少傾向に転じ、平成24年には15年ぶりに3万人を下回りました。

直近の平成29年には21,321人にまで減少してきましたが、統計上では、毎日60人近くの方が命を絶っている、という状況です（図表3参照）。

これらの状況から、自殺対策の効果が表れていると評価することができますが、今後についても更に自殺者を減らす取組みが必要です。

図表3 全国の自殺者数の推移（平成30年版「自殺対策白書」より）



(2) 茨城県・古河市の自殺者数と自殺率の推移の比較から

茨城県においても、全国の自殺者数の状況と同様に平成23年までは、700人台と高い水準を示していましたが、以後、自殺者数は減少に転じてきており、平成29年では486人にまで減少しています（図表4参照）。

古河市においても、やはり平成23年以後、自殺者数、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）とも減少の傾向を示しており、平成28年には16人、自殺死亡率は11まで減少しましたが、平成25年では34人、自殺死亡率が23.4、平成27年では26人、自殺死亡率が17.9、直近の平成29年では21人、自殺死亡率が14.5、というように自殺者数、自殺死亡率の数値が高い年もありました（図表4、5参照）。

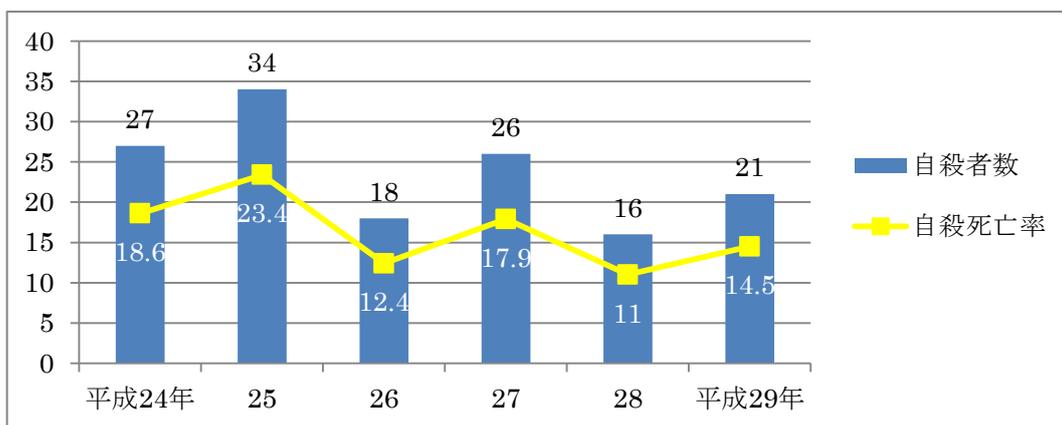
これらのことから、改めて、市の自殺対策を見直し、効果的な施策を講ずる必要があるといえます。

図表4 全国・茨城県・古河市の自殺者数の推移（人）（「警察庁生活安全局生活安全企画課」、「茨城県警察本部生活安全全部生活安全総務課」より）

	全 国	茨城県	古河市
平成18年	29,921	785	32
平成19年	33,093	815	38
平成20年	32,249	710	35
平成21年	32,845	768	32
平成22年	31,690	756	38
平成23年	30,651	703	29
平成24年	27,858	627	27
平成25年	27,283	615	34
平成26年	25,218	565	18
平成27年	24,025	550	26
平成28年	21,897	482	16
平成29年	21,321	486	21
平成30年	20,598 (※)	462 (※)	31 (※)

※平成30年は暫定値

図表5 古河市の自殺者数（人）及び自殺死亡率



(3) 全国・茨城県・古河市の自殺者の割合と男女別の割合の比較から

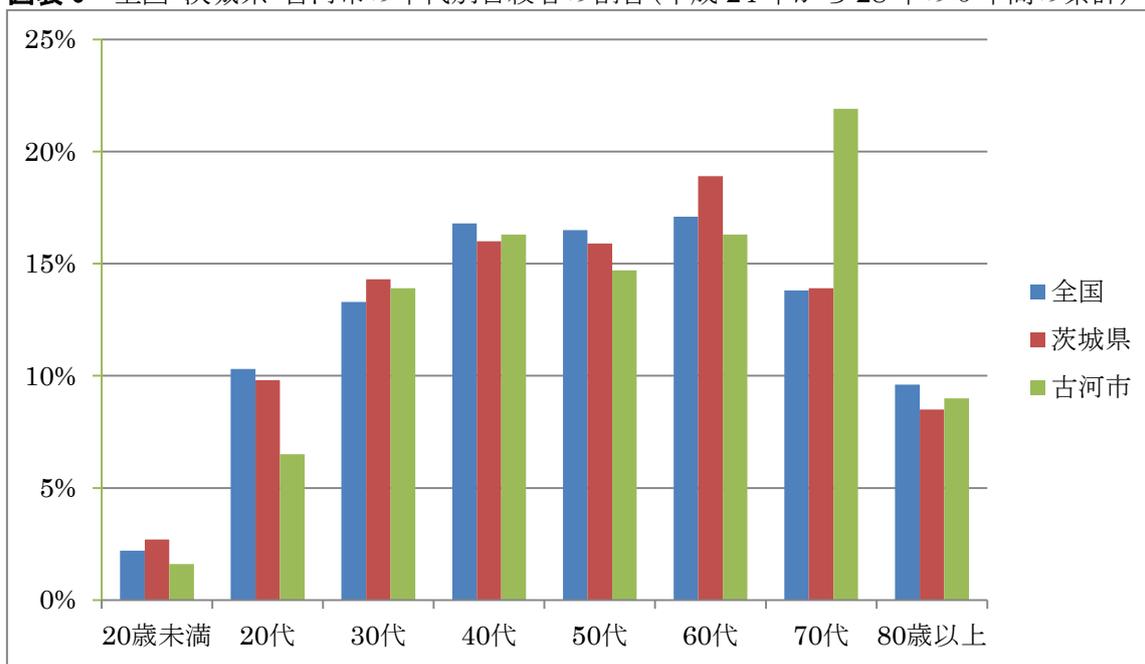
全国、茨城県、古河市の自殺者の割合を比較してみると、古河市では、70歳代の高齢者の自殺者の割合が多くなっています（図表6参照）。

また、自殺者の男女別の割合から自殺者の状況をみると、全国、茨城県、古河市とも、概ね、男女比は7:3の割合になっており、女性に比べ男性の自殺が多くなっています（図表7参照）。

さらに、全国と古河市の年代別・男女別自殺者数の割合と自殺率の状況をみると、全国では40歳代から60歳代の男性の割合が高いという傾向があるのに対し、古河市では、同様の傾向を示しつつも、とくに70歳代の自殺者の割合がやや高くなっています。また、女性の自殺者の割合でも、70歳代の割合が高いというのが特徴的です（図表8参照）。

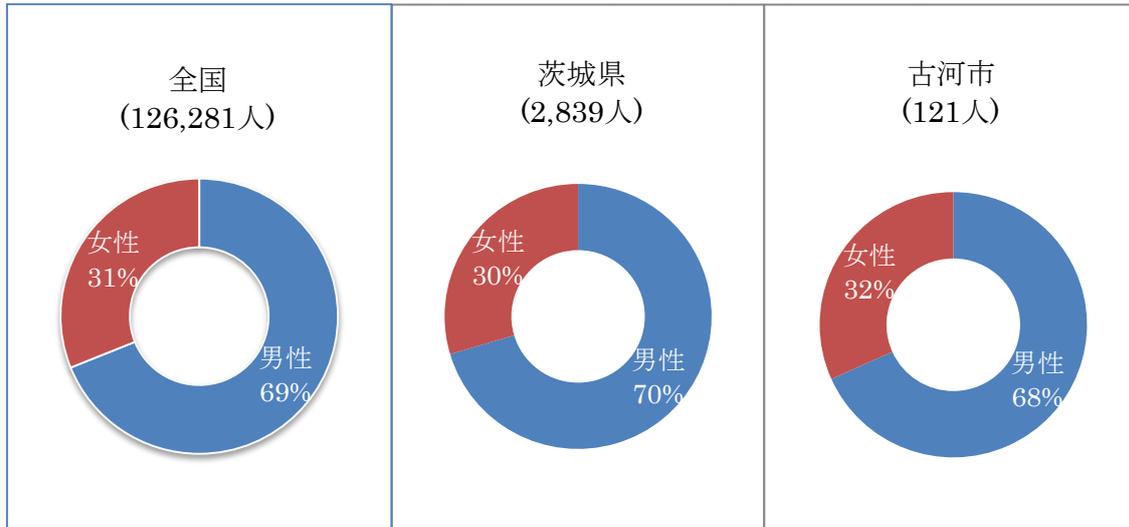
これらの原因の把握は非常に難しいものがありますが、古河市においては、働き盛りの年齢である中高年や高齢者（とくに男性）に対しての自殺予防の対策に重点を置く必要があり、仕事や経済上の悩みへの対策や、高齢者の閉じこもりの防止などの取組みなどの促進、強化が重要と考えられます。

図表6 全国・茨城県・古河市の年代別自殺者の割合(平成24年から28年の5年間の累計)

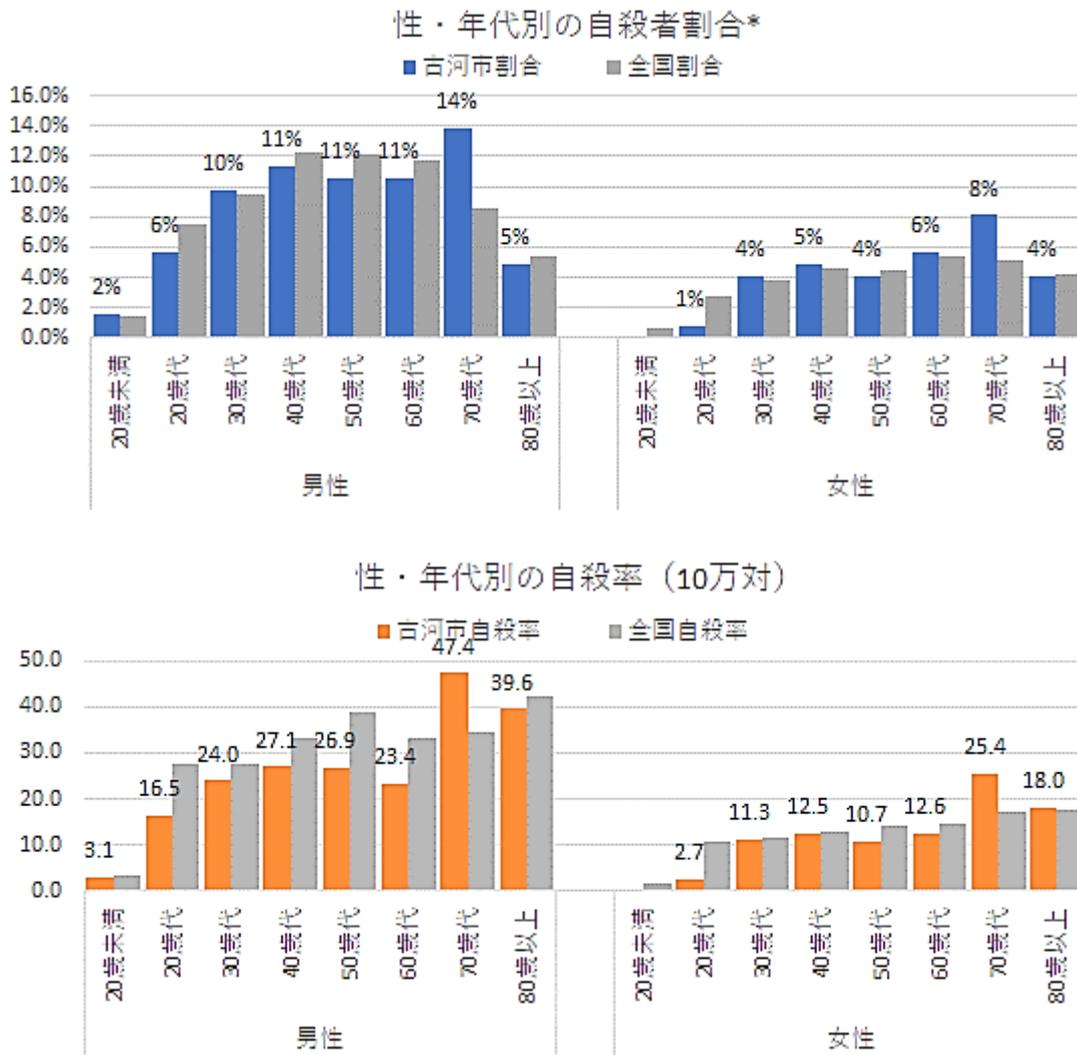


資料：自殺総合対策推進センター

図表7 全国・茨城県・古河市の男女別自殺者数の割合（平成24年から28年の5年間の累計、自殺総合対策推進センターのデータからグラフに加工）



図表8 全国と古河市の年代別・男女別自殺者数の割合（%）と自殺率（平成24～28年の平均）



(4) 古河市の自殺者の職業別・男女別の人数の比較から

古河市の自殺者の状況を職業別・男女別の人数の比較からみると、男性では、「被雇用者・勤め人」→「年金・雇用保険生活者」→「その他の無職者」の順で自殺者が多く、女性では「主婦」→「その他の無職者」の順で自殺者が多くなっています。

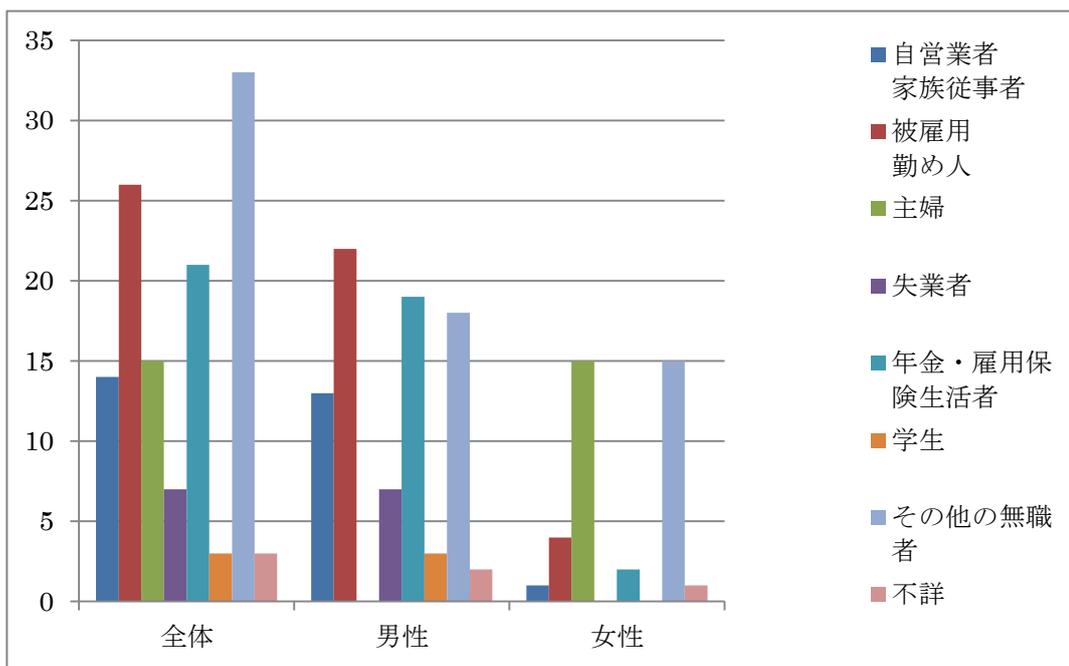
一方、全体でみると、「その他の無職者」が最も多く、続いて、「被雇用者・勤め人」→「年金・雇用保険生活者」の順となっています（図表9参照）。

これらの状況から、古河市の自殺者の特徴として、「就労や仕事」、「生活困窮」等に関する問題と関係が深いことを読み取ることができます。

古河市では、これら「就労や仕事」、「生活困窮」等に関する問題についても焦点を当て、重点的・包括的に施策を講じる必要があります。

図表9 古河市の職業別の自殺者の人数（平成24年から28年の5年間の累計、自殺総合対策推進センターのデータからグラフに加工）

(人)



2. これまでの市の自殺対策とその評価

古河市では、「茨城県地域自殺対策緊急強化交付金事業費補助金」等を活用しながら、平成22年から自殺対策を実施してきました。

とくに、平成23年度には、自分の心の状態を画像としてわかりやすく分析することができるシステム（メンタルチェックシステム「こころの体温計」）を早期に導入し、自殺予防に向けて広報啓発事業に力を入れて取り組んできました。

また、平成23年度には、筑波大学大学院の森田展彰准教授の協力のもと、ゲートキーパー養成のための指導者を養成する講座の開催（市の保健・福祉の専門職を対象として実施）と共に、森田教授の監修による古河市オリジナルテキストも作成し、人材育成事業にも取り組んできました（図表10、11参照）。

近年では、「こころの体温計」のバージョンアップなどにより改善や見直しを図ってきましたが、アクセス数は減少しています。また、ゲートキーパー養成という人材育成事業についてもやや停滞ぎみである、というのが現状となっています。

図表10 古河市の自殺対策の取組みの概要

	普及啓発	人材育成（ゲートキーパー養成講座）	こころの体温計（アクセス数）
平成22年度	・ 広報古河の特集記事で周知 ・ 自殺予防（街頭）キャンペーン	—	—
平成23年度		指導者養成 54名	54,000
平成24年度		課長補佐対象 91名	75,000
平成25年度		市民対象・出前講座 268名	110,000
平成26年度		民生委員児童委員対象 80名	75,000
平成27年度		民生委員児童委員対象 80名	67,000
平成28年度		民生委員児童委員対象 75名	61,000
平成29年度		民生委員児童委員対象 43名	21,000
			合計 691名

図表11 古河市の取組例（古河市ホームページに掲示している「こころの体温計」）



3. 今後の自殺対策に向けての課題整理

(1) 古河市の自殺者の動向と特徴のまとめ

本章の「1. 自殺問題の現状」の(1)から(4)までにおいて把握しているとおり、古河市の自殺者の傾向をみると、「中高年齢者（とくに男性）に自殺者が多い」、「就労や仕事、生活困窮等に関する問題と関係が深い」という点に特徴があるということがわかってきました。

これらの特徴について、国の機関である自殺総合対策推進センターが示す資料を基に、自殺者数が多い「性・年代等の特性」からみた順位と、「背景にある主な自殺の危機経路(※)」により詳細に分析すると、以下の図表12のように整理することができます。

ここから新たに見えてきた特徴は、「身体疾患・病苦」又は「うつ状態」という状況が全区分において生じているということです。

この図表により、古河市の主要な自殺対策の対象（ターゲット）と優先的に講ずるべき施策（目標）を明らかにすることができます。

図表12 古河市の自殺者の特徴（平成24年から28年の5年間の累計、自殺総合対策推進センターより）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位 男性60歳以上無職同居	22人	17.90%	40.9	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2位 女性60歳以上無職同居	18人	14.60%	20.3	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位 男性40～59歳有職同居	14人	11.40%	18.5	配置転換→苦勞→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位 男性20～39歳有職同居	8人	6.50%	13.9	職場の人間関係/仕事の悩み（ブラック企業）→パワハラ+過勞→うつ状態→自殺
5位 男性60歳以上有職同居	7人	5.70%	17.7	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺

※図表中の「背景にある主な自殺の危機経路」は『自殺実態白書2013』（ライフリンク）の資料を参考にしています。これらは、あくまでも、該当する「性・年代等の特性」に応じて、全国的にみて代表的と考えられる「自殺の危機経路」を提示したものであり、これらの経路が唯一のものとするわけではありません。

(2) 古河市の今後の自殺対策に向けた課題の整理

国の機関である自殺総合対策推進センターは、市町村ごとの特徴に応じて重点的に取り組むべき項目を、①子ども・若者、②勤務・経営、③生活困窮者、④無職者・失業者、⑤高齢者、⑥ハイリスク地、⑦震災等被災地、⑧自殺手段、という8項目（＝国が提示する「重点パッケージ」）と定め、市町村ごとに、その8項目の中から数項目を「推奨する重点パッケージ」として提示しています。

古河市においては、その内、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」の3項目が「推奨する重点パッケージ」として国から示されました。

これらは、本章で整理した古河市の自殺者の特徴と課題、また、それに向けて必要となる対策とも合致します。

これらのことから、「高齢者への支援」、「生活困窮者への支援」、「勤務・経営（勤労者）への支援」は、古河市が今後、自殺対策を推進する上で、重点的に対策を講じ、取り組むべき課題であると整理することができます。

国が地方自治体に対して取り組むことを推奨している重点パッケージ

子ども・若者	高齢者
勤務・経営	ハイリスク地
生活困窮者	震災等被災地
無職者・失業者	自殺手段



地域の特性に対応する重点パッケージを選択すると・・・

国が推奨する古河市が取り組むべき重点パッケージ

高齢者

生活困窮者

勤務・経営



(3) 古河市の自殺対策の重点課題（重点施策）

本計画では、本章において古河市の今後の自殺対策に向けた課題の整理をした結果、「高齢者への支援」、「生活困窮者への支援」、「勤務・経営（勤労者）への支援」に関する施策を「重点施策」と称し、それらの枠組みに当てはまる各種の具体的な事業や取組みについて重点的に推進していきます。

【高齢者への支援】

高齢者の自殺については、高齢者に多くみられる「身体疾患・病苦」への対応、という課題を踏まえつつ、個人の多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。高齢者は、「身体疾患・病苦」等を背景に、ときに閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすくなります。それらに対しては、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等といったソーシャル・キャピタル（社会関係資本）の醸成を促進する多様な施策の推進が求められます。

【生活困窮者への支援】

生活困窮者はその背景として、多重債務、労働条件、医療・介護の費用の問題等、多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的な困窮に加えて、人と人同士の関係性の貧困があり、社会や地域から排除され、孤立しやすい傾向があります。そのような背景を抱える生活困窮者は、自殺のリスクの高い人たちであることを認識した上で、包括的で効果的な生活困窮者支援対策を図ることは、生きることの支援＝自殺対策となっていきます。そのためには、生活困窮者の自立支援の担当部門と自殺対策の担当部門との更なる連携が求められます。

【勤務・経営（勤労者）への支援】

勤務・経営という枠組みへの対策は、いわゆる「働き方改革」と共通する問題への対応です。これらについては、市という行政機関だけで対応することは困難ですが、市としても、可能な範囲でさまざまな事業体の勤務環境、労働環境の多様化に関与することができるように、商工会議所、商工会、工業会等の地域の業界団体等との関係をより深め、「働きやすい環境」を地域の中に広めていく活動が必要です。有職者の自殺率は無職者に比べて低いという傾向がありますが、全自殺者の4割近くが有職者であり、その内訳は被雇用者・勤め人が全体の3割、自営業・家族従事者が全体の1割弱となっている状況を踏まえながら、必要な人のもとに支援の手が届くような対策を講じていく必要があります。

第3章

いのちを守る計画（総論）

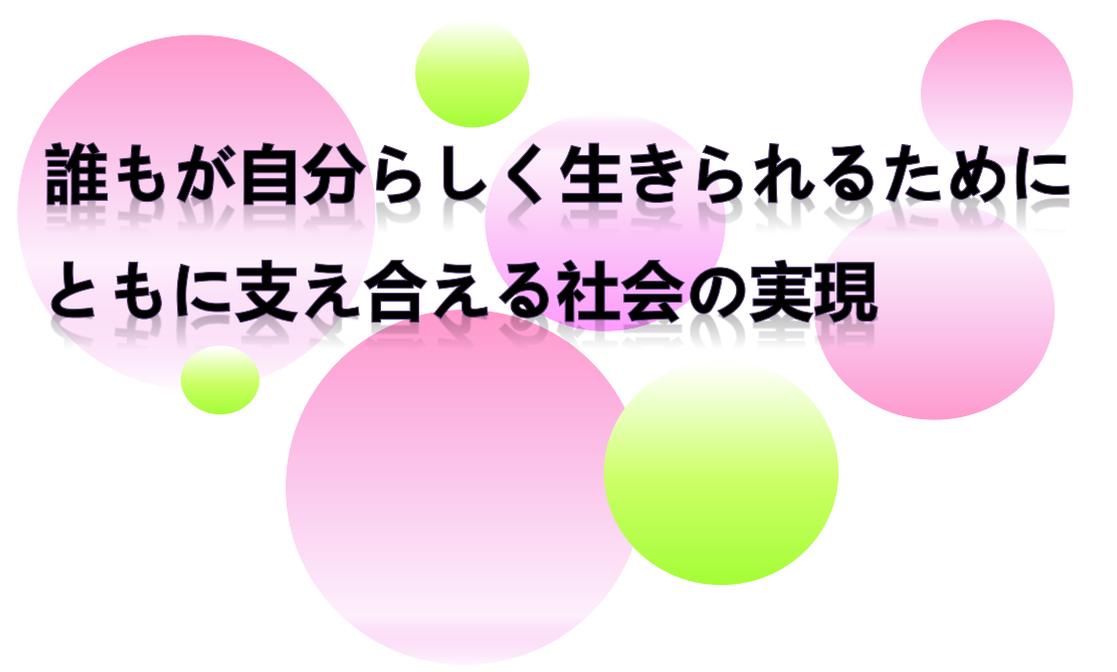


第3章 いのちを守る計画（総論）

本章では、本計画の総論として、「1. 基本理念」、「2. 基本方針（5項目）」、「3. 個別施策の体系立て」、「4. 基本施策（5項目）☆」、「5. 重点施策（3項目）★」、「6. 施策の細分類（12項目）」、「7. 計画の数値目標」という体系立てで示します。

1. 基本理念

古河市では、国が示している「自殺総合対策大綱」における基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとともに、「古河市自殺対策計画策定委員会」における検討を踏まえ、市の自殺対策の基本理念を「**誰もが自分らしく生きられるためにともに支え合える社会の実現**」と定め、計画の最終目標として、「自殺者ゼロ」を目指します。（※ただし、本章の7.「計画の数値目標」においては、平成38年までの当面の目標数値を示しています。）



**誰もが自分らしく生きられるために
ともに支え合える社会の実現**

2. 基本方針

国は、「自殺総合対策大綱」において次の5項目を基本方針としています。

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

古河市では、本章の「1. 基本理念」の実現を目指すため、第1章の「3. 自殺対策の基本認識」を踏まえたうえで、その基本認識と重複する部分を整理して、次の3項目を市の基本方針と定め自殺対策を推進します。

- (1) 「生きることの包括的な支援」として推進する
- (2) 関連組織等との連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 個別の対策を「対応の段階」に応じて複合的に適切に提供する

（1）「生きることの包括的な支援」として推進する

世界保健機関が、「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」とであると明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死である、というのが世界の共通認識となっています。

自殺の背景・原因となるさまざまな要因の中でも、とくに、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組みにより解決が可能です。

健康問題や家庭問題の要因についても、専門家への相談やうつ病等の治療に対して支援の手を差し伸べることにより自殺は防ぐことができます。また、個人においても社会においても、「生きることの促進要因」となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等が高まれば、自殺リスクは小さくなります。

古河市の自殺対策は、「生きることへの包括的な支援」として、地域全体の自殺リスクを低下させるとともに、「生きることの阻害要因を減らす取組み」に加えて、「生きることの促進要因を増やす取組み」を併せて行い、一人ひとりの生活といのちを守るという姿勢で各種の施策を推進していきます。

（2）関連組織等との連携を強化して総合的に取り組む

自殺を防ぐためには、医療、精神保健的な視点だけでなく、社会福祉や経済的視点からの支援や取組みも重要です。自殺対策を効率的、効果的に推進していくためには、さまざまな分野の施策や地域の組織、機関、団体等の取組みが複合的に提供される必要があります。

例えば、仕事や生活上の問題の相談窓口であっても、担当職員がする自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援が受けられる医療機関などの情報や、自殺に関する基礎知識を有しており、また、多方面の部署、機関と連携がとれている関係性がその窓口に根付いていれば、自殺予防の効果は相乗的に高まります。

これらは、自殺の要因となり得る、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等に関連する支援窓口においても同様のことがいえます。とくに、制度の狭間にある人や、複合的な課題を抱えていながらも、自ら相談に行くことが困難な人等への支援については、生活困窮者自立支援制度や「地域共生社会の実現」に向けた地域福祉の取組みとも併せて、一体的に考えていくことが強く望まれています。

古河市の自殺対策は、これらのように、多種施策のそれぞれの担当者が自殺対策の一翼を担っているという意識をもって、さまざまな分野の施策、地域の組織、機関、団体等と互いに連携を深めながら、総合的に対策を展開していきます。



（3）個別の対策を「対応の段階」に応じて複合的に適切に提供する

自殺対策に関連する各種の個別の施策は、個々人の問題解決に向けての相談支援を行う「対人支援のレベル」、問題を複合的に抱える人に対して、包括的な支援を行うために関係機関等が実務上で連携する「地域連携のレベル」、法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」、の3つのレベルに分けて考えることができます。

また、自殺対応は、正しい知識の普及啓発等を自殺の危険性が低い段階で行う「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させない「危機対応」、不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に、家族や職場の同僚等に与える影響を最小限にし、新たな自殺を発生させない「事後対応」、の3段階があり、3つのレベルの個別の施策が、それぞれの段階に応じて適切に準備されている必要があります。

さらに、その「事前対応」の更に前の段階で、いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか、について具体的で実践的な方法を学ぶことや、つらいときや苦しいときには助けを求める（SOSを出す）、というスキルを身につけさせることも推進していく必要があります。

古河市の自殺対策は、各種の個別の施策が、支援を必要としている人のもとに複合的に提供されるように、また、個別の施策が上記のように適切な段階で提供されるように、対策を展開していきます。

3. 個別施策の体系立て

本計画は、本章の「1. 基本理念」、「2. 基本方針」に従い、第4章「いのちを守る個別施策（各論）」の中で、各分野の個別施策を提示しています。

国は、その各分野の個別施策を「地域自殺対策政策パッケージ」により市が取り組むべき課題として示す「基本施策（5項目）」と、「推奨する重点パッケージ」として市が取り組むべき課題として示す「重点施策（3項目）」という2系統の枠組み（フレーム）により体系立てて整理するように求めています。

そして、国は、各分野の個別施策を「当面の重点施策」という枠組みで、さらに細分化して整理しようとしています（本計画では、これを「施策の細分類（12項目）」と称して整理しています）。

本計画では、これら各分野の個別施策を整理する3つの枠組みについて、「4. 基本施策（5項目）☆」、「5. 重点施策（3項目）★」、「6. 施策の細分類（12項目）」を資料編の「1. 自殺対策の視点を踏まえた市内関係機関の施策一覧」に、第4章「いのちを守る個別施策（各論）」において、また、それぞれの枠組みに従って、各個別施策を整理、分類して示しています。



4. 基本施策（5項目）☆

「基本施策」は、国の示す「地域自殺対策政策パッケージ」に基づいて、地域で自殺対策を推進するに当たり、欠かすことのできない基礎的な取り組みとして定められている枠組みで、全国的に実施されることが求められている施策群です。

（1）地域におけるネットワークの強化

古河市では、自殺の多くは、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等のさまざまな要因が複雑に関係して心理的に追い込まれた末の死であるという基本認識のもとで、庁内の関係課と地域のさまざまな関係機関との連携のしくみを構築し、そのネットワークの強化を図り、さまざまな施策、事業、取り組み、サービス等を、支援を必要としている人のもとに、総合的かつ包括的に提供して自殺対策を推進します。

（2）自殺対策を支える人材の育成

古河市では、自殺に関する正しい知識を持ち、自殺のサインに気づいて適切な対応（傾聴や専門機関へのつなぎ）ができる人材（＝ゲートキーパー）を養成していくとともに、庁内の関係部署の職員をはじめ、関係機関の職員や地域住民等にも自殺対策上、必要な情報を提供し、各種の窓口での相談・支援の実践に生かせるような、実践的な人材育成を目指します。

（3）住民への啓発と周知

自殺に関する知識や認識について、市民に向けて広く周知・啓発することにより、支援を必要としている人が、適切な相談機関に早期に援助を求めることができるようにします。また、メンタルチェックシステム、キャンペーン活動、さまざまなメディアの活用等により、広報・啓発活動を推進していきます。

（4）生きることの促進要因への支援

古河市での自殺対策は、「生きることへの包括的な支援」として、地域全体の自殺リスクを低下させるとともに、その「生きることの阻害要因を減らす取組み」に加えて、「生きることの促進要因（＝自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等）を増やす取組み」を行い、一人ひとりの生活といのちを守るという姿勢で臨みます。

（5）児童生徒のSOSの出し方に関する教育

古河市では、児童・生徒が「かけがえのない個人」として、自己肯定感を高め、ともに尊重し合いながら生きていくことについて考え、社会



において直面する可能性のあるさまざまな困難やストレスへの対処方法を身につけるための教育を推進します。

5. 重点施策（3項目）★

「重点施策（3項目）」は、本計画の「第2章 現状と課題の整理」において、古河市の自殺者の特徴から課題整理をしたとおり、本市における自殺のハイリスク群を、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」の3つとし、これを枠組みの柱としたものと同じ施策群です。

古河市では、この「重点施策」という枠組みに当てはまる個別施策に重点を置いて、施策展開をしていきます（以下は、18ページの内容を再掲したものです）。

【高齢者への支援】

高齢者の自殺については、高齢者に多くみられる「身体疾患・病苦」への対応、という課題を踏まえつつ、個人の多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。高齢者は、「身体疾患・病苦」等を背景に、ときに閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすくなります。それらに対しては、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等といったソーシャル・キャピタル（社会関係資本）の醸成を促進する多様な施策の推進が求められます。

【生活困窮者への支援】

生活困窮者はその背景として、多重債務、労働条件、医療・介護の費用の問題等、多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的な困窮に加えて、人と人同士の関係性の貧困があり、社会や地域から排除され、孤立しやすい傾向があります。そのような背景を抱える生活困窮者は、自殺のリスクの高い人たちであることを認識した上で、包括的で効果的な生活困窮者支援対策を図ることは、生きることの支援＝自殺対策となっていきます。そのためには、生活困窮者の自立支援の担当部門と自殺対策の担当部門との更なる連携が求められます。

【勤務・経営（勤労者）への支援】

勤務・経営という枠組みへの対策は、いわゆる「働き方改革」と共通する問題への対応です。これらについては、市という行政機関だけで対応することは困難ですが、市としても、可能な範囲でさまざまな事業体の勤務環境、労働環境の多様化に関与することができるように、商工会議所、商工会、工業会等の地域の業界団体等との関係をより深め、「働きやすい環境」を地域の中に広めていく活動が必要です。有職者の自殺率は無職者に比べて低いという傾向がありますが、全自殺者の4割近くが有職者であり、その内訳は被雇用者・勤め人が3割、自営業・家族従事者が1割弱となっている状況を踏まえながら、必要な人のもとに支援の手が届くような対策を講じていく必要があります。

6. 施策の細分類（12項目）

国は、自殺対策基本法の改正の趣旨と「自殺総合対策大綱」において示す項目の中から、更なる取組みが求められている、当面の重点施策として、以下の12の施策群にまとめています。

古河市の自殺対策に関連する個別施策についても、これらの体系に分類することができるよう、第4章の「いのちを守る個別施策（各論）」において、①から⑫の番号を付して、12の枠組みに分類できるようにしています。

以下、国が示している12項目の施策群の内容と事業例について示します。

① 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- ・古河市自殺対策計画の策定
- ・自殺対策を踏まえた地域福祉との連携

② 市民一人ひとりの気づきと見守り

- ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
- ・うつ病等についての普及啓発の推進
- ・ICT（インターネットやSNS等）の活用

③ 自殺対策の推進に資する調査研究等を推進する

- ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供

④ 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上

- ・ゲートキーパーの養成
- ・自殺予防に係る人材の育成

⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくり

- ・職場や学校におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・地域における心の健康づくり推進体制の整備
- ・心と体の健康づくり推進体制の整備

⑥ 適切な精神保健医療福祉サービス

- ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
- ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症等のハイリスク者対策

⑦ 社会全体の自殺リスク低下

- ・ひきこもり、児童虐待、暴力の被害者に対する支援の充実
- ・妊産婦への支援の充実
- ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
- ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知
- ・自殺対策に資する居場所づくりの推進
- ・障がい者や高齢者、及びその家族に対する支援

⑧ 自殺未遂者の再企図防止

- ・各種相談窓口の広報を強化

⑨ 遺された人への支援

- ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の促進等

⑩ 民間団体との連携強化

- ・民間団体へ自殺予防の推進、連携の強化

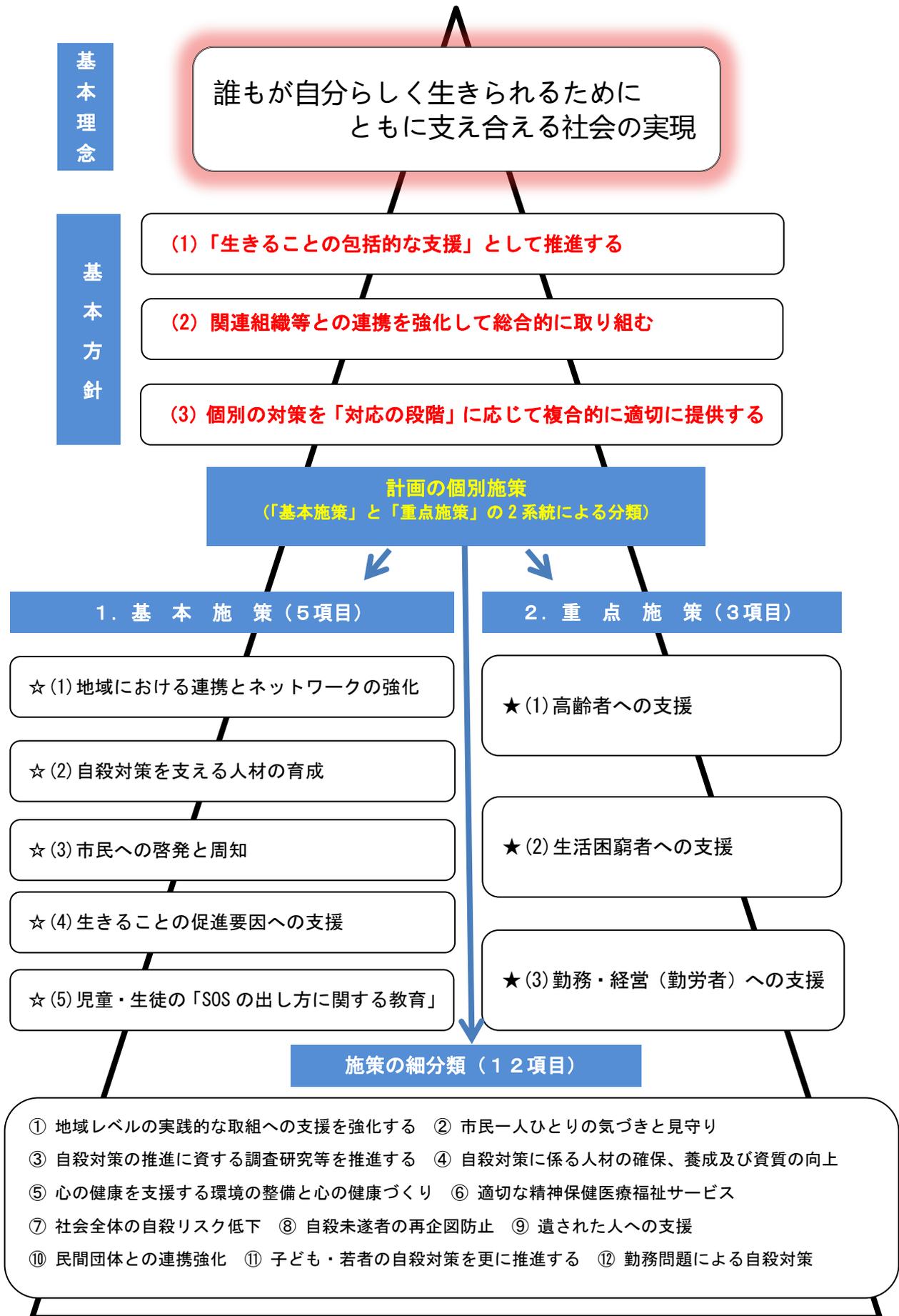
⑪ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- ・いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- ・学生、生徒への支援充実
- ・子どもへの支援の充実
- ・若者への支援の充実
- ・若者の特性に応じた支援の充実

⑫ 勤務問題による自殺対策

- ・経営者に対する巡回、窓口相談
- ・求職者に対する包括的な支援
- ・関係機関との情報共有と連携の強化

【体系図】



7. 計画の数値目標

本計画では、古河市が目指すべき自殺対策の理念を、本章の1.「基本理念」において、「誰もが自分らしく生きられるためにともに支え合える社会の実現」であるとし、計画の最終目標として、「自殺者ゼロ」を目指すと示しました。

古河市では、その理念と目標を、2.「基本方針」に従って目指していきませんが、計画期間内で目指す、より現実的で具体的な数値目標を、国が示す「自殺総合対策大綱」と同等程度の水準で目標値を設定しました。

【国の目標】

「先進諸国の現在の自殺死亡率の水準（6 か国平均約 11.1）まで減少させることを目指し、平成 38 年までに、自殺死亡率を 27 年と比べて 30%以上減少させる（13.0 以下にする）こと。」

なお、この目標は、できる限り早期に目標を達成できるよう努めるものとし、目標が達成された場合は、国が示す「自殺総合対策大綱」の見直し時期にかかわらず、この数値目標を見直していくものとします。

また、これに関連して、ゲートキーパー養成講座の受講者数累計数についても、年間 50 人の養成を目標として平成 38 年時点で累計 1,150 人の達成を目指します。

図表 13 古河市の数値目標

古 河 市	基準値（平成 27 年）	目標値（平成 38 年）
自 殺 者 数	26 人	15 人以下
自殺死亡率（人口 10 万人あたり）	17.9	11.7
ゲートキーパー養成講座 受講者数累計	573 人	1,150 人

○自殺死亡率の目標値（平成 38 年）については、古河市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」（国立社会保障・人口問題研究所準拠推計）を参考に算出しています。

自殺死亡率 = 15 人 / 128,687 人（平成 38 年人口推計値） × 100,000 ≒ 11.7



第4章

いのちを守る個別施策（各論）



第4章 いのちを守る個別施策（各論）

本章では、第3章「いのちを守る計画（総論）」の基本理念及び基本方針に沿って、古河市の自殺対策に関連する各部署の施策・事業及び関係機関、関係団体の取組みなどを、「1. 基本施策（5項目）」、「2. 重点施策（3項目）」という2系統の枠組み（フレーム）により体系立てて整理し、それぞれの取り組み目標と今後の方向性を示します。

※事業番号の欄の数字は、事業を区分するために付しています。

例えば、1-(1)-1-①は、1.「基本施策（5項目）」の(1)「地域におけるネットワークの強化」の事業の通し番号1、を意味しています。また、-①の数字は、施策の細分類（12項目）の①「地域レベルの実践的な取り組みへの支援を強化する」に分類されることを意味しています。

※今後の方向性の欄は、今後、新たに実施しようとして計画している事業等については「**新規**」、既存の事業等で、引き続き現在の事業目標どおり実施していく事業等は「**継続**」、既存の事業で、今後、更なる充実を図っていこうと計画している事業等は「**充実**」、と表記しています。これら「**新規**」、「**継続**」、「**充実**」の分類については、今後随時、見直しを図っていきます。

1. 基本施策（5項目）☆

「基本施策」は、国の示す「地域自殺対策政策パッケージ」に基づいて、地域で自殺対策を推進するに当たり、欠かすことのできない基礎的な取り組みとして定められている枠組みで、全国的に実施されることが求められている施策群です。

（1）地域におけるネットワークの強化

古河市では、自殺の多くは、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等のさまざまな要因が複雑に関係して心理的に追い込まれた末の死であるという基本認識のもとで、庁内の関係課と地域のさまざまな関係機関との連携のしくみを構築し、そのネットワークの強化を図り、さまざまな施策、事業、取り組み、サービス等を、支援を必要としている人のもとに、総合的かつ包括的に提供して自殺対策を推進します。

事業番号 事業名	担当 部署	事業概要	実施・取り組み目標	今後の 方向性
1-(1)-1-① 古河市地域福祉計画及び古河市自殺対策計画策定事業	古河市福祉総務課	平成31年度から「第3期古河市地域福祉計画（平成33～38年度）」の策定作業を開始する。 また、「古河市自殺対策計画（平成31～38年度）」に沿って、自殺対策を実施する。	両計画の推進、進捗の管理等について、庁内関係課や関係団体、地域住民等との連携を図り、新たなネットワークを構築し、自殺リスクに対する、総合的、包括的な支援を実施する。 また、自殺対策を「地域福祉計画」とも一体的に整合性を図りながら推進することで、地域のさまざまな関係者に対し、自殺対策についての理解を促し、より効果的に事業を実施していく。	継続
1-(1)-2-① 民生委員・児童委員支援事務	古河市福祉総務課	民生委員・児童委員による地域における相談・支援等の取り組み。	民生委員・児童委員に地域に対して自殺の実態や自殺対策についての情報提供を行う事により、各委員の自殺問題に関係する理解の促進と対応能力を向上させていく。	充実
1-(1)-3-① 地域力強化推進事業 （地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業）	古河市福祉総務課	平成31年度から、古河市社協に一部委託実施予定。地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境を整える。そのために、相互に交流や相談ができる拠点整備、地域住民への研修、プロモーション活動等を実施する。	地域住民同士が交流する機会を創出し、地域で相談を受けられる環境を構築することが、自殺リスクの軽減及び早期発見につながる。 また、福祉面の支援が必要な場合は、地域包括支援センター等の福祉の関係機関が包括的に関わることのできる関係性を構築していく。	新規

（２）自殺対策を支える人材の育成

古河市では、自殺に関する正しい知識を持ち、自殺のサインに気づいて適切な対応（傾聴や専門機関へのつなぎ）ができる人材（＝ゲートキーパー）を養成していくとともに、庁内の関係部署の職員をはじめ、関係機関の職員や地域住民等にも自殺対策上、必要な情報を提供し、各種の窓口での相談・支援の実践に生かせるような、実践的な人材育成を目指します。

事業番号 事業名	担当 部署	事業概要	実施・取り組み目標	今後の 方向性
1-(2)-1-④ ゲートキーパー養成講座 (出前講座)	古河市 福祉 総務課	自殺のサインに気づき専門機関につなぐことのできる人材（ゲートキーパー）を養成する。	ゲートキーパー養成講座の対象者を、庁内の職員、関係団体の職員、企業等に勤めている人（勤労者）等に広げることで、身近な支援者を地域に増やし、自殺リスクを軽減させていく。	充実
1-(2)-2-④ ゲートキーパー養成講座 (テキスト改定)	古河市 福祉 総務課	ゲートキーパー養成講座のテキストを随時見直すことで、実用性のあるものに改定する。	ゲートキーパー養成講座のテキストの内容を、自殺の実態やその時代の特徴を踏まえたテキストに改定することで、より実用性のある養成講座となるようにしていく。	新規
1-(2)-3-④ 茨城県精神保健福祉センターとの連携	古河市 福祉 総務課	茨城県精神保健福祉センター主催の研修会に参加し、さらに、県・市内の自殺の実態を情報共有することで、古河市における自殺対策事業の強化につなげる。	「ゲートキーパー指導者養成研修会」等に出席することで、市内で開催するゲートキーパー養成講座のスキルアップを図る。また、全国・県内・市内の自殺問題の実態をまとめたプロファイルで情報を共有することで、自殺対策事業の強化をしていく。	新規
1-(2)-4-④ 専門職を対象にした自殺対策研修	古河市 福祉 総務課	福祉・医療・教育・保育等の専門職員に対して、より高度な自殺に関する研修を開催する。	自殺リスクの高い人と接する機会が多い専門職員に対して、より発展的な内容の研修を開催し、リスクを軽減させていく。	新規
1-(2)-5-④ 自殺に関する専門家による研修会（講演会）	古河市 福祉 総務課	福祉・窓口部門等の職員を対象に、専門家による自殺対策に関する研修を開催する。	自殺は「誰にでも起こり得る危機」であることから、市民の方と接する機会が多い部署の職員に対して専門家の研修を受講してもらい、自殺予防の認識を高めて自殺のサインに気づけるよう対応力を高めていく。	新規
1-(2)-6-④ 傾聴ボランティア養成	古河市 社会 福祉 協議会	傾聴活動への理解を深めるとともに、ボランティア活動への参加につながることを目的に「傾聴ボランティア養	「傾聴」という相談援助技術は、孤独や不安など心に悩みを抱えている人の心を癒すことができることから、自殺の予防につながると	充実

		成講座」を開催する。	考えられる。 住民を対象とした講座を開催することで、住民が相互に「傾聴」できる地域づくりを推進していく。	
--	--	------------	---	--

（3）住民への啓発と周知

自殺に関する知識や認識について、市民に向けて広く周知・啓発することにより、支援を必要としている人が、適切な相談機関に早期に援助を求めることができるようにします。また、メンタルチェックシステム、キャンペーン活動、さまざまなメディアの活用等により、広報・啓発活動を推進していきます。

とくに、インターネットの市のホームページやフェイスブックなどのSNS（ソーシャル・ネットワーク・システム）において、画像や動画の配信によりPRしていくほか、各種イベント等のパンフレットの配布などにも力を入れていきます。

事業番号 事業名	担当 部署	事業概要	実施・取り組み目標	今後の 方向性
1-(3)-1-② 自殺予防キャンペーン	古河市 福祉 総務課	自殺予防週間（9月）と自殺対策強化月間（3月）に自殺予防キャンペーンを実施。各庁舎や街頭でパンフレット、蛍光ペン、クリアファイル等の啓発グッズを配布している。	地道な活動ではあるが、自殺予防に関する周知、広報・啓発活動は対策の要であるとして実施していく。 悩みのある人、うつ病を患っている人、自殺を企図している人やその周囲の人に対して、適切な情報を提供し、支援が受けられる相談先があることを周知して自殺予防につなげていく。	充実
1-(3)-2-② メンタルチェックシステム 「こころの体温計」	古河市 福祉 総務課	携帯電話、スマートフォン、パソコン等で気軽に自分のストレス度や落ち込み度がチェックできるシステムを配信する。利用者ごとの結果に応じて、相談機関等の案内・情報も提供する。	メンタルチェックシステム「こころの体温計」は、場所や時間を選ばず、いつでも利用することができる。視覚的に自分のこころの状態を把握することができる。 手軽にこころのSOSに気付くことができ、相談機関等の情報も知ることができることから、初期の「事前対応」の段階から自殺を予防するツールとして、更なる利用の普及を図っていく。	充実
1-(3)-3-② 自殺予防啓発強化事業	古河市 福祉 総務課	市内の病院や薬局、古河駅等の市民の方が多く集まる場所に、自殺予防に関するチラシやポスターを設置・掲示する。	自殺を企図している人やその周囲の人に対して、自殺に対する支援を周知することで、自殺リスクの軽減・早期対応を図っていく。	新規
1-(3)-4-② Koga 障がい者フォーラム	古河市 障がい 福祉課	市民が障がいに関しての理解を深めるとともに、障がいのある人があらゆる分野に、積極的に参加する意欲を高め、“障がいのある人もない人もともに心豊かに安心して	フォーラム開催の中で、障がいに関連した自殺対策の講演会を開催する、リーフレットや啓発品を配布する等により、障がいを持った人とその周囲の人の自殺リスクの軽減・早期対応を図っていく。	充実

		て暮らせるまち”を目指し、講演会・発表・作品展・障害者体験など行う。		
1-(3)-5-② 商工祭事業	古河市 商工 政策課	詐欺、多重債務等の消費者問題が複雑・多様化していることから、各種商工関連のイベントにおいて、消費者保護の情報の発信や啓発を行う。	各種商工関連のイベントにおいて、消費者保護の情報発信、広報啓発と併せて、自殺予防（生きることの包括的な支援）として支援窓口等の情報の掲示、リーフレットや啓発グッズを配布し、市民の自殺対策に対する理解・意識の醸成を図っていく。	充実
1-(3)-6-② 自殺予防キャンペーン	古河 保健所	毎年3月（自殺予防月間）に実施。 自殺予防、自殺対策、支援窓口の情報等に関する啓発資料を街頭、駅周辺、スーパー等にて市民に配付する。	悩みを抱えている人、うつ病を患っている人、自殺を企図している人、または、その周囲の人に対して、各種（専門）の相談窓口の情報を広報・周知することで、自殺リスクの軽減・早期対応を図っていく。	継続
1-(3)-7-② こころの健康啓発事業	古河 保健所	毎月1回、精神科医による相談事業を実施。 10月に開催される、「どまんなか祭り」において、ハローワーク古河の協力を得て、来場者に事業の案内資料を配布する。	悩みを抱えている人、うつ病を患っている人、自殺を企図している人、または、その周囲の人に対して、精神科医による相談事業の案内及び各種（専門）の相談窓口の情報を広報・周知することで、自殺リスクの軽減・早期対応を図っていく。	継続

（４）生きることの促進要因への支援

古河市での自殺対策は、「生きることへの包括的な支援」として、地域全体の自殺リスクを低下させるとともに、その「生きることの阻害要因を減らす取組み」に加えて、「生きることの促進要因（＝自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等）を増やす取組み」を行い、一人ひとりの生活といのちを守るという姿勢で臨みます。

とくに、乳幼児・児童、高齢者、障がい者等を対象とする、以下のさまざまな施策、事業、取組みを通じて、自殺対策を推進していきます。

事業番号 事業名	担当 部署	事業概要	実施・取組み目標	今後の 方向性
1-(4)-1-⑦ 障害者虐待の 対応	古河市 障がい 福祉課	障がい者虐待に関する通報・ 相談窓口の設置。	障がい者虐待の相談担当職員等 に対して、相談支援を行う担当職員 に対して、自殺問題の実態や各種 の対策、取組み等に関する研修 や情報の提供を行い、自殺リスク を軽減する、という視点を持った 相談支援により、自殺予防につな げていく。	充実
1-(4)-2-⑦ 介護予防普及 啓発事業（さ わやか教室、 シニア運動教 室）	古河市 高 齢 福祉課	65歳以上の高齢者を対象に介 護予防教室（運動、栄養、口 腔、認知等）を行い、介護予 防への意識付けを図る。また、 教室終了後は、自主グルー プ化を支援し住民主体の通いの 場を増やしていく。	教室等の開催により、身近な場所 での住民主体の通いの場が増える ことで、閉じこもりを予防し、地 域との交流を深めていく。 また、教室等の開催は、参加して いる高齢者の状況を定期的に把握 することができ、異変があれば必 要な専門機関につなぐこともでき るため、自殺予防の事業という位 置づけからも実施し、自殺リスク の軽減を図っていく。	継続
1-(4)-3-⑦ 家族介護支援 事業	古河市 地域包 括支援 センター	在宅介護支援センター等に委 託して実施している。「介護支 援講座」を開催して、介護技 術の習得による介護負担の軽 減を図るとともに、介護者同 士の交流会を実施するなど により、高齢者を介護している 家族等を支援する。（月1回）	高齢者の介護は本人や家族にとっ ては非常に負担が大きく、最悪の 場合、心中や殺人へとつながると いう危険性もある。 講座・交流会等の実施により本人 や家族の負担軽減を図り、自殺リ スクの軽減に向けた包括的な支援 として推進していく。	継続
1-(4)-4-⑦ 配偶者暴力相 談支援センタ ー事業	古河市 子ども 福祉課	配偶者等からの暴力の相談お よび被害者の保護の実施。	配偶者やパートナー等から暴力を 受けるという経験は、自殺リスク を高めると考えられるため、相談 支援を行う担当職員に対して、自 殺問題の実態や各種の対策、取 組み等に関する研修や情報の提供	継続

			を行う。自殺リスクを軽減する、という視点を持った相談支援により、自殺リスクの軽減・早期対応を図っていく。	
1-(4)-5-⑦ 母子保健 (養育支援訪問)	古河市 健康づくり課	専門職による乳幼児の養育に問題を抱えた家庭への保健師等による訪問指導を行う。	育児ストレスや・産後うつ、精神疾患等で、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭は、養育に対する支援の他、自殺予防のための支援も必要である。 自殺問題の実態や各種の対策、取り組み等の情報を関係者間で共有することにより、担当者の自殺問題への理解を促進していく。	継続
1-(4)-6-⑤ 心の健康相談	古河市 健康づくり課	市民の精神保健の保持増進のため、悩みを抱えている人又はその家族に対して、精神科医による相談支援事業を実施。(月1回)	相談者の傾向としては、比較的若い年齢層が多く、相談内容では心の健康に関するものが多い。また、本人からの相談だけでなく、家族、近隣の方、職場の方からの相談も受けている。 うつ病などの気分障害の診断がついている人のほか、その予備軍の人からの相談も多いことから、相談者の自殺リスクは高いといえる。 専門家からの適切な助言や、医療機関の受診を案内することのできる相談支援により、自殺リスクを軽減させていく。	継続
1-(4)-7-⑥ アルコール対策事業	古河市 健康づくり課	特定保健指導や各種健康教育や健康相談時にアルコールの健康被害などについて説明し、必要に応じて節酒や禁酒について指導する。また、アルコール依存等について本人や家族等から相談があった際には、心の健康相談につなぐ等の支援を実施する。	アルコールの問題を抱える人は、自殺のリスクが高いと考えられている。また、その家族もそのことで悩みを抱えている場合が多い。そのことから、アルコールの問題を抱える人やその家族に対する相談支援を充実させるとともに、各種の対策、取り組み等に関する情報の提供することにより、自殺リスクを軽減させていく。	継続
1-(4)-8-⑥ 古河市消費生活センター	商工政 策課 消費生活センター	商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、事案に応じて助言、あっせん等を行う。多重債務の相談や、詐欺被害の予防活動も併せて	多重債務者は自殺リスクが高いと考えられるため、相談支援を充実させることで自殺リスクの軽減へとつながる。 また、消費弱者や詐欺被害者となりやすい高齢者を中心に、売買の正しい知識や詐欺被害予防の普	継続

		行う。	及・啓発を行うことで、自殺リスクの軽減・自殺予防を図っていく。	
1-(4)-9-⑦ 心配ごと相談 事業	古河市 社 会 福 祉 協 議 会	家庭内の悩みや生活上のトラブルを抱えた市民に対し、相談員によるアドバイスを行う。健康の駅と三和地域福祉センターにおいて、隔週で無料相談を実施している。	相談者の中には、家族の中に長期にわたり、引きこもっている人を抱えている、問題が多様で深刻、複数の問題を同時に抱えているなど、自殺リスクが高いと思われる人が多い。 相談後も問題解決に向けてのフォローを行うなど、継続的な支援を行う事で、自殺リスクを軽減していく。	継続

（５）児童生徒のSOSの出し方に関する教育

古河市では、児童・生徒が「かけがえのない個人」として、自己肯定感を高め、ともに尊重し合いながら生きていくことについて考え、社会において直面する可能性のあるさまざまな困難やストレスへの対処方法を身につけるための教育を推進します。

とくに、児童・生徒が「早い段階から信頼できる大人に助けの声を挙げられるようにする」ということを目指した教育や、支援先の情報などの広報・啓発活動に力を入れていきます。

事業番号 事業名	担当 部署	事業概要	実施・取り組み目標	今後の 方向性
1-(5)-1-⑪ 放課後児童健全育成事業	古河市 子ども 福祉課	就業等により昼間保護者のいない家庭の児童（小学生）の居場所づくりとして、学校の放課後及び長期の休み中に放課後児童クラブで児童の預かりを行う。	放課後児童クラブの職員に対し自殺問題の実態や各種の対策、取り組み等に関する研修や情報の提供し、問題を抱えている子どもや保護者を、必要な機関へつなぐ等の対応ができるようにすることで、自殺リスクの軽減・早期対応を図っていく。	継続
1-(5)-2-⑪ いじめ問題対策事業	古河市 指導課	「いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめに関する団体等と情報の共有をするとともに、いじめという重大事態が発生した場合には、「いじめ問題対策委員会」を開催して、事実関係の調査及び審議を行う。	協議会ではいじめに関係する団体等が情報共有することで、いじめの未然防止につながる。対策委員会では、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。 いじめは自殺に直結する要因になり得ると考えられることから、いじめ対策の推進により、自殺リスクを軽減していく。	継続
1-(5)-3-⑪ 教育指導事業 （中学校職場体験学習）	古河市 指導課	中学生に職場体験をさせることで、望ましい勤労観、職業観を育成する。	職場体験の機会から、中学生に将来の就業について考えさせることができる。また、併せて、将来の就労生活の中で問題を抱えた場合の対処法や相談先情報等を早い段階から学ぶことができる。このようなことから、自殺リスク軽減とも関連させて、生徒のSOSの出し方の教育を推進していく。	継続
1-(5)-4-⑪ 心の相談等事業（教育相談（いじめ含む））	古河市 指導課	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を実施する。来室が難しい場合や相談者の希望によって電話での相談も行う。	学校以外の場で相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、自殺リスクの軽減・早期対応を図るとともに、相談者にリーフレット等を配付することで、相談窓口等の情報、SOSの出し方を	継続

			周知していく。	
--	--	--	---------	--

2. 重点施策（3項目）★

「重点施策（3項目）」は、本計画の「第2章 現状と課題の整理」において、古河市の自殺者の特徴から課題整理をしたとおり、本市における自殺のハイリスク群を、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」の3つとし、これを枠組みの柱としたものと同じ施策群です。

古河市では、この「重点施策」という枠組みに当てはまる個別施策に重点を置いて、施策展開をしていきます（以下は、18 ページの内容を再掲したものです）。

（1）高齢者への支援

高齢者の自殺については、高齢者に多くみられる「身体疾患・病苦」への対応、という課題を踏まえつつ、個人の多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。高齢者は、「身体疾患・病苦」等を背景に、ときに閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすくなります。それらに対しては、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等といったソーシャル・キャピタル（社会関係資本）の醸成を促進する多様な施策の推進が求められます。

事業番号 事業名	担当 部署	事業概要	実施・取り組み目標	今後の 方向性
2-(1)-1-⑤ 地域介護予防 活動支援事業 （古河シルバ ーリハビリ体 操指導士の会 への育成・活 動支援）	古河市 高 齢 福祉課	身近な地域の中でシルバーリ ハビリ体操の教室を市民が主 体となって開催し、高齢者の介 護予防を図る事業。 市は、この高齢者の地域での通 いの場が継続的に提供されるよ うシルバーリハビリ指導士の 育成、支援を行っている。	シルバーリハビリ体操の教室の 開催、参加を通じて、指導士・参 加者が共に自分自身の介護予 防・健康増進・生きがいを実感す ることができる。 この事業により、身近な地域での 通いの場や機会を増やすことで、 高齢者の社会参加を増やし、閉じ こもりを少なくする（＝自殺リス クを軽減していく）。	継続
2-(1)-2-⑥ 包括的・継続 的ケアマネジ メント支援事 業	古河市 地域包 括支援 センター	高齢者が住み慣れた地域で暮 らし続けることができるよう、 多職種相互の協働及び地域と の連携において、医療と介護を 切れ目なく提供できる地域の ネットワーク体制の構築を推 進する。 また、市内の医療機関に医療・ 介護にかかわる相談窓口を開 設し、不安の軽減を図る。 さらにケアマネージャー等の	高齢者を中心とした包括的・継続 的なケア体制の構築やケアマネ ージャー等支援ををを図ることで、 高齢者とその家族の自殺リスク を軽減していく。	充実

		専門職の研修会を増やし、相談等のスキルアップを図る。		
2-(1)-3-⑥ 総合相談支援事業	古河市 地域包括支援センター	高齢者が地域で安心して暮らしていくため、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に高齢者とその家族を支援するために、総合相談の事業を実施する。 また、総合相談の一環として、一人暮らし等の高齢者への相談事業を、市内の福祉事業所へ委託し、高齢者やその家族の相談を24時間体制で受け付ける、在宅介護支援センター事業を実施する。	高齢者に関する問題について総合的に相談を受け付ける。 生活しづらさを抱えた高齢者の身近な窓口となり、継続的な相談支援を行い、必要な他の支援にもつなげることにより、高齢者やその家族の自殺リスクを軽減していく。	充実
2-(1)-3-⑥ 認知症に関する施策	古河市 地域包括支援センター	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続ける社会の実現を目指すため、各種の認知症に関する施策の推進を図る。	認知症の人、その家族や介護する方への負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり、自殺、心中などが生じたりする危険性があるため、担当者に対する自殺問題の実態や各種の対策、取り組み等に関する研修や情報の提供を行い、自殺リスクを軽減する、という視点を持った相談支援により、自殺予防につなげていく。	充実
2-(1)-4-⑥ 認知症初期集中支援推進事業	古河市 地域包括支援センター	認知症の方や家族等に対して、認知症の診断・治療、介護サービスなどへのつなぎなどを行うことで、認知症の方やその家族への支援を行う。	(同上)	継続
2-(1)-5-⑥ 認知症サポーター養成講座	古河市 地域包括支援センター	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、市民に認知症についての正しい知識を持ち、認知症への理解を深めてもらい、認知症の方や家族を応援するサポーターを養成する。	認知症サポーター養成講座において、認知症の人やその家族の自殺リスクや支援の方法等を講座の内容に含めることにより、市民である受講者に、高齢者の自殺予防への理解と意識の醸成を図っていく。	継続
2-(1)-6-⑥ 認知症の人にもやさしいお店登録事業	古河市 地域包括支援センター	認知症の人や家族を温かく見守る地域づくりを目指して、認知症サポーター養成校講座を受講した市内の商店、事業所、事業主等を「認知症の人にもやさしいお店」として市が登録する事業。	「認知症の人にもやさしいお店」登録をした商店、事業所、事業主等に、自殺対策関連のチラシ、リーフレットを配布することにより、相談窓口一覧等の情報を提供し、またそこから、他の市民にも、それを周知してもらうことで、自殺リスクを軽減していく。	継続

2-(1)-7-⑥ オレンジ（認知症）カフェ支援	古河市地域包括支援センター	認知症の当事者やその家族、認知症に関心のある人、介護従事者など、地域の認知症に関係する市民が気軽に集まる場の開設、運営を支援する。	既に開設されてるオレンジ（認知症）カフェ（「みらいカフェ」、「認ともカフェ」等）の参加者に、自殺対策関連のチラシ、リーフレットを配布し、相談窓口一覧等の情報を提供することで自殺予防の広報周知を図っていく。	継続
-----------------------------	---------------	---	--	----

（２）生活困窮者への支援

生活困窮者はその背景として、多重債務、労働条件、医療・介護の費用の問題等、多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的な困窮に加えて、人と人同士の関係性の貧困があり、社会や地域から排除され、孤立しやすい傾向があります。そのような背景を抱える生活困窮者は、自殺のリスクの高い人たちであることを認識した上で、包括的で効果的な生活困窮者支援対策を図ることは、生きることの支援＝自殺対策となっていきます。そのためには、生活困窮者の自立支援の担当部門と自殺対策の担当部門との更なる連携が求められます。

事業番号 事業名	担当 部署	事業概要	実施・取り組み目標	今後の 方向性
2-(2)-1-⑥ 生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	古河市 福祉総 務課	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	経済・社会的な自立を目標に就労支援をする中で、対象者の心理的な側面にも目を配り、必要に応じて関係者と連携をとり自殺リスクを軽減していく。	新規
2-(2)-2-⑥ 生活保護に関する事務	古河市 社会福 祉課	生活困窮者からの生活保護の受給の相談、各種調査、生活保護受給者への保護費の支給、生活指導、自立・就労支援等を実施する。	自殺の要因の中でも、「生活困窮」は自殺リスクを高くする要因であるといえる。 生活保護の相談・指導を担当する職員、ケースワーカー、相談員等に対して、自殺問題の実態や各種の対策、取り組み等に関する研修や情報の提供を自殺問題の実態や各種の対策、取り組み等に関する研修や情報の提供を行い、自殺リスクを軽減する、という視点を持った相談支援により、自殺予防につなげていく。	継続
2-(2)-3-⑫ 「つなぐハローワークこが」の設置業務	古河市 社会福 祉課 ハロー ワーク 古河	厚生労働省茨城労務局と古河市が共同で、対象者を限定（生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅確保給付金受給者、生活困窮者）した職業相談・紹介の窓口を「健康の駅」に開設し、より密接に支援する。	限定された対象者（生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅確保給付金受給者、生活困窮者）への就職活動支援は、自殺リスクの軽減につながる。市役所とハローワークが連携をとり、対象者へ迅速かつ具体的な支援をしていくことで自殺予防につなげる。	新規
2-(2)-4-⑥ 生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	古河市 福祉総 務課 古河市 社会福 祉	生活困窮者からのさまざまな相談に応じ、必要な情報提供や助言を行う。 生活困窮者の抱えている課題を評価分析し、自立支援計画を策定して、ニーズに応じながら	生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複する場合が多いことから、生活困窮者自立支援事業と庁内各課及び関係機関との各種施	継続

	協議会	計画的かつ継続的に支援をする。 市から社会福祉協議会に事業を委託して実施している。	策との連携を深めることで、自殺対策を推進していく。 生活困窮者に対し、自立支援計画に基づいて包括的に支援することができるように関係機関と連携し、その中で自殺のリスクが高い人をキャッチし、自殺予防につなげていく。	
2-(2)-5-⑥ 生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金)	古河市 福祉総務課 古河市 社会福祉協議会	離職等により経済的に困窮し、住居を失ったまたはその恐れがある者に対して、住居確保給付金を支給する事により、安定した住居の確保と就労自立に向けた支援をする。	住居は最も基本的な生活基盤であり、その喪失の恐れや不安は自殺リスクを高める要因として考えられる。 住居確保給付金の支給事業を関係機関と連携しながら実施することで、自殺リスクを軽減していく。	継続
2-(2)-6-⑥ 生活一時資金貸付事業（市社協独自）	古河市 社会福祉協議会	低所得者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加を促進する。	生活困窮者自立支援事業との連携により、資金貸付けに至るまでの聞き取りのなかで、生活が困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、生活困窮者とともにその対策を講じて自立を目指す支援を行うことで、自殺リスクを軽減していく。	継続
2-(2)-7-⑥ 生活福祉資金貸付事業 (県受託事業)	古河市 社会福祉協議会	低所得者、障害者又は高齢者の属する世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加を促進する。	生活困窮者自立支援事業との連携により、資金貸付けに至るまでの聞き取りのなかで、生活が困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、生活困窮者とともにその対策を講じて自立を目指す支援を行うことで、自殺リスクを軽減していく。	継続
2-(2)-8-⑥ 緊急生活支援対策事業 (救済物資支給)（市社協独自）	古河市 社会福祉協議会	生命の危機に直面するほどの生活困窮に状況に陥っていると判断され、緊急的な対応が必要な生活困窮者に対し、救済物資を支給する。	生命の危機に直面するほどの生活困窮に状況に陥っている人は、自殺リスクが高いと考えられるため、生活困窮者自立支援事業との連携により、生活が困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、生活困窮者とともにその対策を講じて自立を目指す支援を行うことで、自殺リスクを軽減していく。	継続

（3）勤務・経営（勤労者）への支援

勤務・経営という枠組みへの対策は、いわゆる「働き方改革」と共通する問題への対応です。これらについては、市という行政機関だけで対応することは困難ですが、市としても、可能な範囲でさまざまな事業体の勤務環境、労働環境の多様化に関与することができるように、商工会議所、商工会、工業会等の地域の業界団体等との関係をより深め、「働きやすい環境」を地域の中に広めていく活動が必要です。有職者の自殺率は無職者に比べて低いという傾向がありますが、全自殺者の4割近くが有職者であり、その内訳は被雇用者・勤め人が3割、自営業・家族従事者が1割弱となっている状況を踏まえながら、必要な人のもとに支援の手が届くような対策を講じていく必要があります。

事業番号 事業名	担当 部署	事業概要	実施・取り組み目標	今後の 方向性
2-(3)-1-⑫ 生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	古河市 福祉総 務課	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	経済・社会的な自立を目標に就労支援をする中で、対象者の心理的な側面にも目を配り、必要に応じて関係者と連携をとり自殺リスクを軽減していく。	新規
2-(3)-2-⑫ 「つなぐハローワークこが」の設置業務	古河市 社会福 祉課 ハロー ワーク 古河	厚生労働省茨城労務局と古河市が共同で、対象者を限定（生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅確保給付金受給者、生活困窮者）した職業相談・紹介の窓口を「健康の駅」に開設し、より密接に支援する。	限定された対象者（生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅確保給付金受給者、生活困窮者）への就職活動支援は、自殺リスクの軽減につながる。市役所とハローワークが連携をとり、対象者へ迅速かつ具体的な支援をしていくことで自殺予防につなげる。	新規
2-(3)-3-⑫ 生活保護受給者等就労自立促進事業	ハロー ワーク 古河	ハローワークと市との協定等に基づく連携を基盤に、ワンストップ型の就労支援体制を整備し、生活保護受給者等の就労による自立の支援をする。 また、市の生活困窮者自立支援担当、ひとり親家庭担当、社会福祉協議会等とも協議会を形成し、就労に向けた連携体制を構築する。	ハローワークの職員及び市の関係部署の職員に対し、協議会などの場面を活用して、自殺問題の実態や各種の対策、取り組み等に関する研修や情報の提供を行い、自殺リスクを軽減する、という視点を持った就労・自立支援により、自殺予防につなげる。 また、協議会開催の際に、自殺に関する研修の開催やリーフレットを配布するなどにより、自殺予防の周知・啓発を推進していく。	継続
2-(3)-4-⑫ 子育て女性等の就職支援協議会の開催	ハロー ワーク 古河	子育て支援に関わる市の関係部署と「子育て女性等就職支援ネットワーク」を構築し、そのネットワークを通じて、それぞれの施策を相互に理解	関係機関で構築された「子育て女性等就職支援ネットワーク」は、女性の就労の相談支援を取り上げるだけではなく、生活や子育て上の困りごとへの相談にもつなぐこ	継続

		し、必要な情報を共有し、子育て求職者の就職を支援するとともに、連携に必要な事項を協議する。	とで自殺リスクを軽減していく。また、協議会開催の際に、自殺に関する研修の開催やリーフレットを配布するなどにより、自殺予防の周知・啓発を図っていく。	
2-(3)-5-⑫ 地域障害者雇用連絡会議の開催	ハローワーク 古河	障害者の就労等に関する機関等と「地域障害者雇用連絡会議」を通じてネットワーク構築し、障がい者の雇用の支援をする。	関係機関で構築された「地域障害者雇用連絡会議」は、障がい者の就労の相談支援を取り上げるだけでなく、生活や子育て上の困りごとへの相談にもつなぐことで自殺リスクを軽減していく。また、協議会開催の際に、自殺に関する研修の開催やリーフレットを配布するなどにより、自殺予防の周知・啓発を図っていく。	継続
2-(3)-6-⑫ 求職者支援制度	ハローワーク 古河	雇用保険の失業給付等の受給ができない方が「職業訓練受給給付金」を受給しながら、職業訓練を行い、必要なスキルを身につけ、早期就職につながるようを支援する。	職業訓練受講期間中の受講生（求職者）はさまざまな悩みを抱えており、自殺リスクが高いと考えられるため、訓練機関等を含め、関係者に対し、自殺問題の実態や各種の対策、取り組み等に関する研修や情報の提供を行い、自殺リスクを軽減する、という視点を持った職業訓練・就労の支援により、自殺予防につなげる。	継続



第5章

計画の推進



第5章 計画の推進

本章では、本計画を推進していくために必要となる「計画の推進体制と進捗管理」、「計画全体の評価・見直し」について示します。

1. 計画の推進体制と進捗管理

本計画を策定するにあたって組織した「自殺対策計画策定委員会」は計画策定完了をもって終了となりますが、自殺対策計画を推進するにあたり、より効果的な組織体制を早期に組織化し、その組織により、計画の推進と進捗管理を実施するほか、自殺対策に関する情報交換、情報共有、周知啓発を総合的、効果的に推進していきます。

2. 計画の評価・見直し

本計画の個別施策の内容の評価・見直しについては、本計画の進捗を管理することと併せて、毎年、庁内関係課及び関係機関と、今後立ち上げる予定としている推進組織において評価し、見直しを進めていきます。また、各種の個別施策については、市全体の「事業評価」の中でも、そのあり方を評価していきます。

さらに、本計画は、計画期間を平成38年度末までの8年間と長期間に設定していることから、その中間点である4年後を目途に、数値目標も含めた計画全体の内容を見直す機会を設け、必要に応じて計画内容を見直していきます。

資料編



1. 自殺対策の視点を踏まえた市内関係機関の施策一覧

国は、自殺対策基本法の改正の趣旨と「自殺総合対策大綱」において示す項目の中から、更なる取組みが求められている、当面の重点施策として、以下の12の施策群にまとめています。

古河市の自殺対策に関連する個別施策についても、これらの体系に分類、整理して、施策一覧として示します。

※事業名の中の☆は5項目の基本施策、★は3項目の重点施策に対応しています。

※事業番号の欄の数字は、事業を区分するために付しています。

例えば、①-1は、6.「施策の細分類（12項目）」（28、29 ページ）の内の①「地域レベルの実践的な取組みへの支援を強化する」の分類番号、そして、事業の通し番号1、を意味しています。

①地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

担当部署	事業番号 事業名	事業概要	「いのちを守る施策」実施内容
古河市 福祉 総務課	①-1 古河市地域福祉 計画及び古河市 自殺対策計画の 策定事業 ☆	平成31年度から「第3期古河市 地域福祉計画（平成33～38年）」 の策定作業を開始する。 また、「古河市自殺対策計画（平 成31～38年）」に沿って、自殺対 策を実施する。	両計画の推進、進捗の管理等について、庁内関係課 や関係団体、地域住民等との連携を図り、新たなネ ットワークを構築し、自殺リスクに対する、総合的、 包括的な支援を実施する。 また、自殺対策を「地域福祉計画」とも一体的に整 合性を図りながら推進することで、地域のさまざま な関係者に対し、自殺対策についての理解を促し、 より効果的に事業を実施していく。
古河市 福祉 総務課	①-2 民生委員・児童委 員の支援事務 ☆	民生委員・児童委員による地域に おける相談・支援等の取り組み。	民生委員・児童委員に地域に対して自殺の実態や自 殺対策についての情報提供を行う事により、各委員 の自殺問題に関係する理解の促進と対応能力を向 上させていく。
古河市 福祉 総務課	①-3 地域力強化推進 事業 ☆ (地域共生社会 の実現に向けた 包括的支援体制 構築事業)	平成31年度から、古河市社協に 一部委託実施予定。地域住民等が 主体的に地域生活課題を把握し、 解決を試みることができる環境 を整える。そのために、相互に交 流や相談ができる拠点整備、地域 住民への研修、プロモーション活 動等を実施する。	地域住民同士が交流する機会を創出し、地域で相談 を受けられる環境を構築することで、自殺リスクの 軽減及び早期発見につながる。また、福祉面の支援 が必要な場合は、地域包括支援センター等の福祉の 関係機関が包括的に関わるができる関係性を 構築していく。

②市民一人ひとりの気づきと見守り

担当部署	事業番号 事業名	事業概要	「いのちを守る施策」実施内容
古河市 福祉 総務課	②-1 自殺予防キャンペーン ☆	自殺予防週間（9月）と自殺対策強化月間（3月）に自殺予防キャンペーンを実施。各庁舎や街頭でパンフレット、蛍光ペン、クリアファイル等の啓発グッズを配布している。	地道な活動ではあるが、自殺予防に関する周知、広報・啓発活動は対策の要であるとして実施していく。 悩みのある人、うつ病を患っている人、自殺を企図している人やその周囲の人に対して、適切な情報の提供し、支援が受けられる相談先があることを周知して自殺予防につなげていく。
古河市 福祉 総務課	②-2 メンタルチェックシステム 「こころの体温計」 ☆	携帯電話、スマートフォン、パソコン等で気軽に自分のストレス度や落ち込み度がチェックできるシステムを配信する。利用者ごとの結果に応じて、相談機関等の案内・情報も提供する。	メンタルチェックシステム「こころの体温計」は、場所や時間を選ばず、いつでも利用することができる。 手軽にこころのSOSに気付くことができ、相談機関等の情報も知ることができることから、初期の「事前対応」の段階から自殺を予防するツールとして、更なる利用の普及を図っていく。
古河市 福祉 総務課	②-3 自殺予防啓発強化事業 ☆	市内の病院や薬局、古河駅等の市民の方が多く集まる場所に、自殺予防に関するチラシやポスターを設置・掲示する。	自殺を企図している人やその周囲の人に対して、自殺に対する支援を周知することで、自殺リスクの軽減・早期対応を図っていく。
古河市 障がい 福祉課	②-4 Koga 障がい者フォーラム ☆	市民が障がいについての理解を深めるとともに、障がいのある人があらゆる分野に、積極的に参加する意欲を高め、“障がいのある人もない人もともに心豊かに安心して暮らせるまち”を目指し、講演会・発表・作品展・障害者体験など行う。	フォーラム開催の中で、障がいに関連した自殺対策の講演会を開催する、リーフレットや啓発品を配布する等により、障がいを持った人とその周囲の人の自殺リスクの軽減・早期対応を図っていく。
古河市 障がい 福祉課	②-5 障害者差別解消法に関する事務	障害を理由とする差別の解消を推進するため、障がい福祉課内に相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行う。また、新採職員や市役所内の監督者を対象とした研修を行う。	障がい福祉課で相談対応にあたる職員に自殺の実態や対策の情報を提供することで、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応を強化していく。
古河市 障がい 福祉課	②-6 成年後見制度講演会	市民を対象に成年後見制度に関する講演会を実施。	今後の講演会において、テーマに即した形で自殺の問題を取り上げることで、住民に対する啓発の機会としていく。
古河市 商工 政策課	②-7 商工祭事業 ☆	詐欺、多重債務等の消費者問題が複雑・多様化していることから、各種商工関連のイベントにおいて、消費者保護の情報の発信や啓発を行う。	各種商工関連のイベントにおいて、消費者保護の情報発信、広報啓発と併せて、自殺予防（生きることの包括的な支援）として支援窓口等の情報の掲示、リーフレットや啓発グッズを配布し、市民の自殺対策に対する理解・意識の醸成を図っていく。
古河 保健所	②-8 自殺予防キャンペーン ☆	毎年3月（自殺予防月間）に実施。自殺予防、自殺対策、支援窓口の情報等に関する啓発資料を街頭、駅周辺、スーパー等にて市民に配	悩みを抱えている人、うつ病を患っている人、自殺を企図している人、または、その周囲の人に対して、各種（専門）の相談窓口の情報を広報・周知することで、自殺リスクの軽減・早期対応を図

		付する。	っていく。
古河保健所	②-9 こころの健康啓発事業 ☆	毎月1回、精神科医による相談事業を実施。 10月に開催される、「どまんなか祭り」において、ハローワーク古河の協力を得て、来場者に事業の案内資料を配布する。	悩みを抱えている人、うつ病を患っている人、自殺を企図している人、または、その周囲の人に対して、精神科医による相談事業の案内及び各種(専門)の相談窓口の情報を広報・周知することで、自殺リスクの軽減・早期対応を図っていく。

③自殺対策の推進に資する調査研究等を推進する

担当部署	事業番号 事業名	事業概要	「いのちを守る施策」実施内容
古河市 福祉 総務課	③-1 自殺対策事業研修会参加	関係機関の開催する自殺対策の研修に参加し、計画の策定方法や、自殺対策の実施状況を勉強する。また、他の参加者と意見交換や情報共有することが出来る。	研修に参加することで得られた事を、自殺対策事業へ反映させることで、自殺リスクの軽減・早期対応を図っていく。

④自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上

担当部署	事業番号 事業名	事業概要	「いのちを守る施策」実施内容
古河市 福祉 総務課	④-1 ゲートキーパー養成講座 ☆	自殺のサインに気づき専門機関につなぐ役割がある「ゲートキーパー」を養成する。	ゲートキーパー養成講座の対象者を、庁内の職員、関係団体の職員、企業等に勤めている人(勤労者)等に広げることで、身近な支援者を地域に増やし、自殺リスクを軽減させていく。
古河市 福祉 総務課	④-2 ゲートキーパー養成講座(テキスト改定) ☆	ゲートキーパー養成講座のテキストを随時見直すことで、実用性のあるものに改定する。	ゲートキーパー養成講座のテキストの内容を、自殺の実態やその時代の特徴を踏まえたテキストに改定することで、より実用性のある養成講座となるようにしていく。
古河市 福祉 総務課	④-3 自殺に関する専門家の研修 ☆	福祉・窓口部門等の職員を対象に、専門家による自殺対策に関する研修を開催する。	自殺は「誰にでも起こり得る危機」であることから、市民の方と接する機会の多い部署の職員に対して専門家の研修を受講してもらい、自殺予防の認識を高めて自殺のサインに気づけるよう対応力を高めていく。
古河市 福祉 総務課	④-4 茨城県精神保健福祉センターとの連携 ☆	茨城県精神保健福祉センター主催の研修会に参加しさらに、県・市内の自殺の実態を情報共有することで、古河市における自殺対策事業の強化につなげる。	「ゲートキーパー指導者養成研修会」等に出席することで、市内で開催するゲートキーパー養成講座のスキルアップを図る。また、全国・県内・市内の自殺問題の実態をまとめたプロフィールで情報を共有することで、自殺対策事業の強化をしていく。
古河市 福祉 総務課	④-5 専門職を対象にした自殺対策研修 ☆	福祉・医療・教育・保育等の専門職員に対して、より高度な自殺に関する研修を開催する。	自殺リスクの高い人を対象とする機会が多い専門職員の自殺に対する理解を深める事で、自殺リスク軽減に向けた包括的な支援を実施する。

社 会 福 祉 協 議 会	④-6 傾聴ボランティア派遣 ☆	傾聴活動への理解を深めるとともに、ボランティア活動への参加につながることを目的に「傾聴ボランティア養成講座」を開催する。	「傾聴」という相談援助技術は、孤独や不安など心に悩みを抱えている人の心を癒すことができることから、自殺の予防につながると思われる。住民を対象とした講座を開催することで、住民が相互に「傾聴」できる地域づくりを推進していく。
---------------------	------------------------	--	--

⑤心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくり

担当 部署	事業番号 事業名	事業概要	「いのちを守る施策」実施内容
古河市 高 齢 福 祉 課	⑤-1 地域介護予防活動支援事業(介護予防サポーターの育成・活動支援)	介護予防に資するボランティアとして育成・支援している。介護予防サポーターは、各地域や市事業の協力において介護予防レクリエーションを中心とした介護予防活動を実施している。	介護予防サポーターの活動を通じて、サポーター・参加者ともに自分自身の介護予防・健康増進・生きがいにつなげ、社会参加や活動が広がることで、閉じこもり予防や地域との交流の場を持つことができ、自殺予防につなげていく。
古河市 高 齢 福 祉 課	⑤-2 地域介護予防活動支援事業(古河シルバーリハビリ体操指導士の会への育成・活動支援) ★	身近な地域の中でシルバーリハビリ体操の教室を市民が主体となって開催し、高齢者の介護予防を図る事業。市は、この高齢者の地域での通いの場が継続的に提供されるようシルバーリハビリ指導士の育成、支援を行っている。	シルバーリハビリ体操の教室の開催、参加を通じて、指導士・参加者が共に自分自身の介護予防・健康増進・生きがいを実感することができる。この事業により、身近な地域での通いの場や機会を増やすことで、高齢者の社会参加を増やし、閉じこもりを少なくする(=自殺リスクを軽減していく)。
古河市 健康づ くり課	⑤-3 ヘルストレーニング事業	健康の駅及び福祉の森会館のヘルストレーニングルームで市民が体力の保持増進、生活習慣病の予防、肥満の解消・予防のためにトレーニング機器を使用して健康づくりをする。	トレーニングルームを利用することで、体力の向上及び心のリフレッシュができることともに同年代の利用者といっしょに汗を流し会話することにより、心身両面の健康維持につなげていく。
古河市 健康づ くり課	⑤-4 健康づくり基本計画	市民の健康づくりを推進するため、第3次古河市健康づくり基本計画を策定する。計画期間は平成32年度～36年度。	健康づくり基本計画では、分野別の評価を実施しており「休養・こころの健康」分野において自殺者数等について評価指標としている。第3次健康づくり基本計画においてライフステージに応じたメンタルヘルス対策等の必要性を掲げ、自殺対策計画との連携を図っていく。
古河市 健康づ くり課	⑤-5 成人健康教育事業	市民の方への健康に関する知識の普及と健康の保持増進のために、教室や健診の待ち時間を利用して健康教育を実施している。教室は一般市民の方が対象のものと、健診受診者を対象にしているものがある。	各教室の場で、こころの健康づくりについても啓蒙を行い、心身両面での健康保持増進を図っていく。参加者で心の健康に心配のある方は、必要に応じて相談場所を案内し個別支援につなげることで、自殺リスクを軽減していく。
古河市 健康づ くり課	⑤-6 心の健康相談 ☆	市民の精神保健の保持増進のため、悩みを抱えている人又はその家族に対して、精神科医による相談支援事業を実施。(月1回)	相談者の傾向としては、比較的若い年齢層が多く、相談内容では心の健康に関するものが多い。また、本人からの相談だけでなく、家族、近隣の方、職場の方からの相談も受けている。うつ病などの気分障害の診断がついている人のほか、その予備軍の人からの相談も多いことから、相談者の自殺リスクは高いといえる。専門家からの適切な助言や、医療機関の受診を案内することのできる相談支援により、自殺リスクを軽減させていく。



古河市 指導課	⑤-7 学校図書館活用 事業	学校図書館支援員を適切に配置し、学校図書館の利活用を図る。	学校の図書館スペースを利用し、「いのち」や「思いやり」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する理解の促進を図っていく。また、心に不安を抱える児童生徒の心の居場所として学校図書館を提供し、学校図書館支援員が見守ることで自殺リスクを軽減していく。
古河市 社会 福祉 協議会	⑤-8 地域サポーター 養成講座	市民と共に支援する仕組みづくりを構築するため、地域での暮らしをサポートするための福祉の基本を学び、質の高い人材を養成・確保する講座を開催する。	サポーターへ自殺の実態や取組の情報を提供し、地域住民と支援を必要とする人の両者に自殺対策の理解を促進し、自殺予防につなげる。
古河市 社会 福祉 協議会	⑤-9 いきがい陶芸教 室事業	高齢者に限らず軽度の障害者の生きがいがづくりや引きこもり防止及びリハビリを目的として週1回、希望の曜日に創作活動を行う。	創作活動の楽しさや同じ趣味を持つ仲間とのふれあいをとおして、生きがいがづくりと孤立感の解消を図ることで自殺予防につなげる。
古河 保健所	⑤-10 こころの健康相 談	随時（電話、面接、訪問）	こころの健康に関する相談をとおし、利用できる社会資源の紹介や、適当な受診又は相談先を紹介することにより、精神疾患等の治療や環境改善につなげる。

⑥適切な精神保健医療福祉サービス

担当 部署	事業番号 事業名	事業概要	「いのちを守る施策」実施内容
古河市 福祉総 務課	⑥-1 生活困窮者自立 支援事業 (就労準備支援 事業) ★	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	経済・社会的な自立を目標に就労支援をする中で、対象者の心理的な側面にも目を配り、必要に応じて関係者と連携をとり自殺リスクを軽減していく。
古河市 社会 福祉課	⑥-2 生活保護施行に 関する事務 ★	生活困窮者からの生活保護の受給の相談、各種調査、生活保護受給者への保護費の支給、生活指導、自立・就労支援等を実施する。	自殺の要因の中でも、「生活困窮」は自殺リスクを高くする要因であるといえる。 生活保護の相談・指導を担当する職員、ケースワーカー、相談員等に対して、自殺問題の実態や各種の対策、取り組み等に関する研修や情報の提供を自殺問題の実態や各種の対策、取り組み等に関する研修や情報の提供を行い、自殺リスクを軽減する、という視点を持った相談支援により、自殺予防につなげていく。
古河市 社会 福祉課	⑥-3 生活保護各種扶 助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭における扶助	担当職員に対して、自殺の実態や取組等の情報を提供し、自殺リスクの視点を踏まえて被保護者と接することで、自殺リスクへの軽減・早期対応を図っていく。
古河市 社会 福祉課	⑥-4 法外援護事務	行政が独自に援護資金の貸し付けを行い、生活困窮における生活保護開始申請に至った方が、その決定までの生活資金が補えるまでを支援する。	生活資金が補えない状態は、自殺リスクが高いと考えられるため、緊急援護資金貸付制度を活用することで自殺リスクの軽減・早期対応を図っていく。



古河市 社 会 福祉課	⑥-5 中国残留邦人等 生活支援事業	特定中国残留邦人等とその配偶者 の方で、世帯の収入が一定基準に 満たない方を対象に、通訳派遣や 日常生活上の困難に関する相談・ 助言を行う。	言語的、文化的な障壁に加えて、収入面でも困難な 状況にある場合、自殺リスクが高いと考えられるた め、相談・助言を通じてその他の問題も把握し対応 することで自殺リスクを軽減していく。
古河市 障がい 福祉課	⑥-6 日中一時支援事 業	障がい者（児）を介護する者が、 疾病等の理由により居宅における 介護ができない場合に、一時的に 施設に預け、必要な保護を行う。	障がい者（児）の状態把握を行うことで、虐待等の 危険を早期に発見するための機会ともなり得るた め、自殺リスクの軽減・早期対応を図っていく。ま た、支援者（介護者）への自殺リスクを軽減してい く。
古河市 障がい 福祉課	⑥-7 障害児支援に関 する事務	・児童発達支援・居宅訪問型児童 発達支援・医療型児童発達支援・ 放課後等デイサービス・保育所等 訪問支援 ・障がい児相談支援	担当職員に対して、自殺の実態や取組等の情報を提 供し、自殺リスクの視点を踏まえて保護者と接する ことで、自殺リスクを軽減していく。
古河市 障がい 福祉課	⑥-8 介護給付に関す る事務	居宅介護・短期入所・生活介護等 の介護給付	担当職員に対して、自殺の実態や取組等の情報を提 供し、自殺リスクの視点を踏まえて相談者と接する ことで、自殺リスクを軽減していく。
古河市 障がい 福祉課	⑥-9 訓練等給付に関 する事務	自立訓練・就労移行支援・就労継 続支援 A 型 B 型・共同生活援助等 の訓練給付	担当職員に対して、自殺の実態や取組等の情報を提 供し、自殺リスクの視点を踏まえて相談者と接する ことで、自殺リスクを軽減していく。
古河市 障がい 福祉課	⑥-10 訪問入浴事業	重度の心身障がい者の保健衛生の 向上及びその家族の身体的・精神 的な負担の軽減を図る。	訪問入浴の介助を行う職員に対して、自殺の実態や 取組等の情報を提供し、自殺リスクの視点を踏まえ て相談者と接することで、自殺リスクを軽減してい く。
古河市 障がい 福祉課	⑥-11 障害者基幹相談 支援センター事 業	障がい者等の福祉に関する様々な 問題について障がい者（児）及び その家族等からの相談に応じ、必 要な情報の提供及び助言その他の 障がい福祉サービスの利用支援 等、必要な支援を行う。加えて、 関係機関との連絡調整、その他障 がい者等の権利擁護のために必要 な、相談支援の基幹となる相談支 援センターを運営する。また、虐 待防止センターの機能も持つ。	センターで相談対応にあたる職員に、自殺の実態や 取組等の情報を提供し、自殺対策の視点についても 理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な 窓口へつなぐ等、職員の対応を強化していく。
古河市 障がい 福祉課	⑥-12 地域相談支援セ ンター事業	障がい者等の福祉に関する様々な 問題について障がい者（児）及び その家族等からの相談に応じ、必 要な情報の提供及び助言その他の 障がい福祉サービスの利用支援 等、必要な支援を行う。加えて、 関係機関との連絡調整、その他障 がい者等の権利擁護のための支 援を行っている。	センターで相談対応にあたる職員に、自殺の実態や 取組等の情報を提供し、自殺対策の視点についても 理解してもらい、問題を抱えている場合には適切な 窓口へつなぐ等、職員の対応を強化していく。
古河市 障がい 福祉課	⑥-13 障がい者ガイド ブック作成	障がい者とその家族に対して、各 種福祉制度の概要や手続き方法な どを紹介するガイドブックを作 成・配布することにより、障がい 者の方々がその有する能力や適 性、ライフステージに合わせて適	ガイドブックの改訂時に、生きる支援に関連する相 談窓口の一覧情報を入れ込むことで、住民に対する 相談機関の周知の拡充を行っていく。



		切なサービスを利用できるよう情報を提供し、その在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。	
古河市 障がい 福祉課	⑥-14 障害者相談員による 相談業務	障がい福祉課より委託した障害者相談員による相談業務	相談員に対して自殺の実態や取組等の情報を提供し、そうした方々の状況を察知・把握する上での視点を身に付けてもらい、必要な場合には適切な支援先につなぐ等、相談員の対応を強化していく。
古河市 障がい 福祉課	⑥-15 手話奉仕員養成 講座	聴覚障がい者、聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。	手話奉仕員に自殺の実態や取組等の情報を提供し、障がい者の中で様々な問題を抱えて自殺リスクが高まった方がいた場合には、適切な支援先につなぐ等、手話奉仕員の対応を強化していく。
古河市 障がい 福祉課	⑥-16 手話奉仕員・要約 筆記者派遣	聴覚障がい者・中途失聴者・難聴者が社会生活において意思疎通を図る上で、支障がある場合に手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う。	奉仕員等の支援員に自殺の実態や取組等の情報を提供し、対象者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、支援員の対応を強化していく。
古河市 障がい 福祉課	⑥-17 指定難病患者医 療費助成	指定難病患者への医療費助成事業。	担当職員に対して、自殺の実態や取組等の情報を提供し、当事者や家族等と対面で対応する際に、自殺リスクの軽減・早期対応を図っていく。
古河市 障がい 福祉課	⑥-18 障がい者ミュー ジック・ケア	障がい者がレクリエーション等を楽しめる機会をつくり、健康維持・増進、機能の向上を図ると共に、自立・協調の精神を養い、多くの人との交流を更に深め、自立と積極的な社会参加の実現に寄与することを目的として、音楽療法を行う。	音楽療法の指導員に自殺の実態や取組等の情報を提供し、参加者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、指導員の対応力を強化していく。
古河市 障がい 福祉課	⑥-19 障がい者スポー ツ教室	障がい者がレクリエーション等を楽しめる機会をつくり、健康維持・増進、機能の向上を図ると共に、自立・協調の精神を養い、多くの人との交流を更に深め、自立と積極的な社会参加の実現に寄与することを目的として、スポーツ教室を行う。	スポーツ教室の指導員に自殺の実態や取組等の情報を提供し、参加者の抱える自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等、指導員の対応力を強化していく。
古河市 障がい 福祉課	⑥-20 障害福祉手当支 給事業	日常生活が困難な心身障害者（児）の社会参加のための手当を支給する。	担当職員に対して、自殺の実態や取組等の情報を提供し、障がい者本人及び家族等と対面で対応する際に、自殺リスクの軽減・早期対応を図っていく。
古河市 高 齢 福祉課	⑥-21 ひとり暮らし高 齢者「愛の定期 便」事業	見守りが必要な高齢者に乳製品を配布しながらふれあうことで高齢者の安否確認、孤独感の解消、健康を保持し、高齢者の福祉の増進を図る。	実施業者が高齢者の抱える問題に気づき早期発見につながるよう、自殺の実態や取組等の情報を関係者間で共有することにより業者の対応力を強化していく。

古河市 高 齢 福祉課	⑥-22 ひとり暮らし高 齢者等給食サー ビス事業	お弁当を配布し、高齢者の食の自立支援・食の安定と安否確認・健康を保持する。	実施業者が高齢者の抱える問題に気づき早期発見につながるよう、自殺の実態や取組等の情報を関係者間で共有することにより業者の対応力を強化していく。
古河市 高 齢 福祉課	⑥-23 訪問理美容サー ビス事業	在宅の寝たきり等の高齢者に対して、理髪サービスを行い、保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。	理美容サービスを行うことで理美容業者が高齢者とその家族が抱える問題に気づき早期発見につながるよう、自殺の実態や取組等の情報を関係者間で共有することにより業者の対応力を強化していく。
古河市 高 齢 福祉課	⑥-24 敬老事業	高齢者の長寿を祝福するとともに高齢者の福祉の増進を図ることに對し、祝金を配布する。	祝金の配布担当職員に対して、自殺の実態や取組等の情報を提供し、自殺リスクの視点を踏まえて高齢者と接することで、自殺リスクの軽減・早期対応を図っていく。
古河市 高 齢 福祉課	⑥-25 介護予防・日常生 活支援総合事業	地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして、要介護状態になることを予防するための事業である。 通所型サービス・訪問型サービス	総合事業の申請時に、自殺に関するリーフレットや啓発品を配布することで、高齢者への相談元情報等の周知し自殺予防につなげる。
古河市 地域包 括支援 センター	⑥-26 介護予防支援・介 護予防ケアマネ ジメント事業	要支援1・2と認定された方、総合事業における事業対象者に対して、介護予防サービス支援計画書（ケアプラン）を作成し、自立支援および重度化予防のための支援をおこなう。	対象者の心身の健康状態・社会参加や対人関係等を踏まえたアセスメントを行い、うつや閉じこもり等の自殺リスクへの軽減・早期対応を図っていく。また、介護者の過度な介護負担等の配慮や対応に努め自殺リスクを軽減していく。
古河市 地域包 括支援 センター	⑥-27 包括的・継続的ケ アマネジメント 支援事業 ★	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護を切れ目なく提供できる地域のネットワーク体制の構築を推進する。 また、市内の医療機関に医療・介護にかかわる相談窓口を開設し、不安の軽減を図る。 さらに専門職の研修会を増やし、相談等のスキルアップを図る。	高齢者やその家族の相談に応じるケアマネージャー等の専門職に対して、自殺問題の実態や各種の対策、取組み等に関する研修や情報提供及び連携支援を行い、自殺リスクを軽減する、という視点を持った相談支援により自殺予防につなげていく。
古河市 地域包 括支援 センター	⑥-28 総合相談支援事 業 ★	高齢者が地域で安心して暮らしていくため、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に高齢者とその家族を支援するために、総合相談の事業を実施する。 また、総合相談の一環として、一人暮らし等の高齢者への相談事業を、市内の福祉事業所へ委託し、高齢者やその家族の相談を24時間体制で受け付ける、在宅介護支援センター事業を実施する。	高齢者に関する問題について総合的に相談を受け付ける。 生活しづらさを抱えた高齢者の身近な窓口となり、継続的な相談支援を行い、必要な他の支援にもつなげることにより、高齢者やその家族の自殺リスクを軽減していく。
古河市 地域包 括支援 センター	⑥-29 権利擁護事業	【成年後見制度事業】 成年後見に関する相談窓口。 成年後見制度推進事業を古河社協に委託（成年後見サポートセンターこが）し、後見制度の相談説明や手続き支援を行う。 【高齢者虐待対応】 高齢者の虐待に関する相談窓口。	判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害等を有し、自殺リスクの高い方も含まれる可能性が高いため、事業の中で当事者と接する際に、自殺リスクを軽減していく。

		担当課と連携を図り、虐待を受けている高齢者の安全の確保及び擁護者への支援を図る。	
古河市 地域包 括支援 センター	⑥-30 認知症の相談日	在宅介護支援センター及び地域包括支援センターが持ち回りで、月1回、認知症の相談日を開催し。認知症の方や介護している家族等の不安や悩みに、専門職が相談に応じ、認知症に関する情報提供を行う。	認知症の方、その家族や介護する方への負担は大きく、介護の中で介護の中で共倒れとなったり、自殺、心中などが生じたりする危険性があるため、相談の際には対象者の自殺リスクを軽減していく。
古河市 地域包 括支援 センター	⑥-31 認知症に関する 施策 ★	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続ける社会の実現を目指すため、各種の認知症に関する施策の推進を図る。	認知症の人、その家族や介護する方への負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり、自殺、心中などが生じたりする危険性があるため、担当者に対する自殺問題の実態や各種の対策、取り組み等に関する研修や情報の提供を行い、自殺リスクを軽減する、という視点を持った相談支援により、自殺予防につなげていく。
古河市 地域包 括支援 センター	⑥-32 認知症初期集中 支援推進事業 ★	認知症の方や家族等に対して、認知症の診断・治療、介護サービスなどへのつなぎなどを行うことで、認知症の方やその家族への支援を行う。	(同上)
古河市 地域包 括支援 センター	⑥-33 認知症サポーター 養成講座 ★	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、市民に認知症についての正しい知識を持ち、認知症への理解を深めてもらい、認知症の方や家族を応援するサポーターを養成する。	認知症サポーター養成講座において、認知症の人やその家族の自殺リスクや支援の方法等を講座の内容に含めることにより、市民である受講者に、高齢者の自殺予防への理解と意識の醸成を図っていく。
古河市 地域包 括支援 センター	⑥-34 認知症の人にも やさしいお店登 録事業 ★	認知症の人や家族を温かく見守る地域づくりを目指して、認知症サポーター養成校講座を受講した市内の商店、事業所、事業主等を「認知症の人にもやさしいお店」として、市が登録する事業。	「認知症の人にもやさしいお店」登録をした商店、事業所、事業主等に、自殺対策関連のチラシ、リーフレットを配布することにより、相談窓口一覧等の情報を提供し、またそこから、他の市民にも、それを周知してもらうことで、自殺リスクを軽減していく。
古河市 地域包 括支援 センター	⑥-35 オレンジ（認知 症）カフェ支援 ★	認知症の当事者やその家族、認知症に関心のある人、介護従事者など、地域の認知症に関係する市民が気軽に集まる場の開設、運営を支援する。	既に開設されてるオレンジ（認知症）カフェ（「みらいカフェ」、「認ともカフェ」等）の参加者に、自殺対策関連のチラシ、リーフレットを配布し、相談窓口一覧等の情報を提供することで自殺予防の広報周知を図っていく。
古河市 介 護 保険課	⑥-36 介護給付に関す る事務	要介護及び要支援認定者に対する通所介護、通所リハ、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、居宅療養管理指導、短期入所、特定入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、福祉用具購入、住宅改修等、要介護認定者に対する介護老人福祉施設サービス、介護老人保健施設サービス、介護療養型医療施設等	介護は当人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もある。認定申請時や認定後に、サービス利用の周知徹底を図ることで、当人や家族の負担軽減が図られ、自殺リスクを軽減していく。

古河市 介護 保険課	⑥-37 介護保険料の賦課、収納、減免	保険料滞納者に対する納付勧奨・減免状況の把握	保険料の滞納をしている方は、経済的な困難を抱えている可能性が高いため、自殺リスクの高い状況といえる。納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる包括的な支援を実施していく。
古河市 子ども 福祉課	⑥-38 ・指定管理に係る施設管理事業 (ネーブル子育て広場) ・駅前子育て広場管理事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場の設置	周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦(特に妻)にかかり、自殺リスクが高まる恐れがあり、保護者が集い交流できる場を設けることで、自殺リスクの軽減となる。また、自殺の実態や取組等の情報を関係者間で共有することにより担当者の対応力を強化していく。
古河市 子ども 福祉課	⑥-39 保育の実施(公立保育園・私立保育園など)	・公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談の実施 ・保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	保育士に対して自殺の実態や取組等の情報を提供し、保護者の自殺リスクを早期に発見し、適切な機関へとつなぐ等、保育士の対応力を強化していく。
古河市 子ども 福祉課	⑥-40 子育て短期支援事業	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図る。	家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し自殺リスクの早期発見・早期対応を可能にするために、自殺の実態や取組等の情報を関係者間で共有することにより担当者の対応力を強化していく。
古河市 子ども 福祉課	⑥-41 指定管理に係る施設管理事業 (古河市ファミリーサポートセンター)	・育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織化 ・施設での子ども一時預かり	会員を対象に、自殺の実態や対策を情報提供することで、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるように図っていく。
古河市 子ども 福祉課	⑥-42 児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給	家族との離別・死別を経験している方は、自殺リスクが高い状況と考えられるため、扶養手当の支給機会を、自殺リスクを抱えている可能性がある集団との接触窓口として活用していく。
古河市 子ども 福祉課	⑥-43 ひとり親家庭等総合支援事業	(1) 高等職業訓練促進給付金等 ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の国家資格に係る養成訓練受講期間の一定期間(3年を限度)について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。 (2) 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座も可)を受けた場合、修了時に受講費用の2割(上限10万円)を、さらに認定試験合格後に受講費用の4割(計6割、上限15万)を支給する。	それぞれの給付金申請時に申請者と接する中で、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し自殺リスクの軽減・早期対応を可能にするために、自殺の実態や取組等の情報を関係者間で共有することにより担当者へ自殺の問題理解の促進を図っていく。



古河市 子ども 福祉課	⑥-44 家庭児童相談事 業	家庭における適正な児童養育、そ の他家庭児童の福祉の向上を図る ための相談、指導を行う家庭児童 相談員を配置する。	相談員に対して自殺の実態や対策の情報を提供し、 自殺リスクを早期に察知し必要な機関へつなぐ 等の対応力を強化していく。
古河市 健康づ くり課	⑥-45 病院群輪番制事 業	市内及び近隣の医療機関に負担金 及び補助金を交付し、小児から大 人まで休日、夜間における救急医 療体制を整備する。	通常時間外で応急処置が必要な方の中には、精神疾 患の急激な悪化や家族の暴力等、自殺リスクにかか わる問題を抱えているケースもあることが想定さ れる。 自殺の実態や取組等の情報を関係者間で共有する ことにより自殺対策と連動させることで、自殺リス クを軽減していく。
古河市 健康づ くり課	⑥-46 知って得する健 康相談	健診結果をベースに市民の健康の 保持増進や生活習慣改善を図るこ とを目的に、個別相談を実施して いる。	精神的な不調は不眠等の体調にも影響しやすいた め、健康相談の際に自殺リスクの視点を踏まえて、 包括的な支援を提供できるよう、自殺の実態や取組 等の情報を関係者間で共有することにより、心身と もに包括的な支援を実施していく。
古河市 健康づ くり課	⑥-47 禁煙・受動喫煙防 止対策事業	禁煙や受動喫煙防止を推進するた め、世界禁煙デー1日禁煙チャレンジ キャンペーンの実施や妊娠届出時や乳幼 児健診時にチラシやティッシュを 配布し禁煙・受動喫煙防止を呼び 掛けている。	禁煙や受動喫煙防止を推奨する事で、生活習慣病の 予防や悪化防止を図り、自殺リスクを軽減してい く。
古河市 健康づ くり課	⑥-48 アルコール対策 事業 ☆	特定保健指導や各種健康教育や健 康相談時にアルコールの健康被害 などについて説明し、必要に応じ て節酒や禁酒について指導する。 また、アルコール依存等について 本人や家族等から相談があった際 には、心の健康相談につなぐ等の 支援を実施する。	アルコールの問題を抱える人は、自殺のリスクが高 いと考えられている。また、その家族もそのことで 悩みを抱えている場合が多い。そのことから、アル コールの問題を抱える人やその家族に対する相談 支援を充実させるとともに、各種の対策、取組み 等に関する情報の提供することにより、自殺リスク を軽減させていく。
古河市 収納課	⑥-49 納税相談	病気、失業、多重債務等の理由で、 納期までに納付困難な住民に対 し、収入・生活状況等を聞き取り、 それに見合った納税方法について 相談に応じる。	徴収担当職員に対して自殺の実態や対策の情報を 提供し、自殺リスクの視点を踏まえて相談者と接す ることで、自殺リスクの軽減・早期対応を図ってい く。
古河市 商工政 策課 消費生 活セン ター	⑥-50 古河市消費生活 センター ☆	商品やサービスなど消費生活全般 に関する苦情や問い合わせなど、 消費者からの相談を専門の相談員 が受け付け、事案に応じて助言、 あっせん等を行う。多重債務の相 談や、詐欺被害の予防活動も併せ て行う。	多重債務者は自殺リスクが高いと考えられるため、 相談支援を充実させることで自殺リスクを軽減し ていく。 また、消費弱者や詐欺被害者となりやすい高齢者 を中心に、売買の正しい知識や詐欺被害予防の普及 ・啓発を行うことで、自殺リスクの軽減・早期対応 を図っていく。
古河市 水道課	⑥-51 上下水道料金徴 収業務	・料金未納者に対する徴収事務 ・給水停止業務	徴収担当職員に対して自殺の実態や対策の情報を 提供し、自殺リスクの視点を踏まえて相談者と接す ることで、自殺リスクの軽減・早期対応を図ってい る。また、給水停止時には生きる支援に関する相談 先情報を携帯し危険性がある状態と思われる場合 は配布する。また、状況により他機関へつなぐ等の 対応を行っていく。
古河市 福祉総 務課 古河市	⑥-52 生活困窮者自立 支援事業 (自立相談支援	生活困窮者からのさまざまな相談 に応じ、必要な情報提供や助言を 行う。 生活困窮者の抱えている課題を評	生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた 人とは、直面する課題や必要としている支援先等が 重複する機会が多いことから、生活困窮者自立支援 事業と庁内各課及び関係機関との各種施策との連



社 会 福 祉 協 議 会	事業) ★	価分析し、自立支援計画を策定して、ニーズに応じながら計画的かつ継続的に支援をする。 市から社会福祉協議会に事業を委託して実施している。	携を深めることで、自殺対策を推進していく。 生活困窮者に対し、自立支援計画に基づいて包括的に支援することができるように関係機関と連携し、その中で自殺のリスクが高い人をキャッチし、自殺予防につなげていく。
古河市 福祉総 務課 古河市 社 会 福 祉 協 議 会	⑥-53 生活困窮者自立 支援事業 (住居確保給付 金) ★	離職等により経済的に困窮し、住居を失ったまたはその恐れがある者に対して、住居確保給付金を支給する事により、安定した住居の確保と就労自立に向けた支援をする。	住居は最も基本的な生活基盤であり、その喪失の恐れや不安は自殺リスクを高める要因として考えられる。 住居確保給付金の支給事業を関係機関と連携しながら実施することで、自殺リスクを軽減していく。
古河市 福祉総 務課 古河市 社 会 福 祉 協 議 会	⑥-54 生活困窮者自立 支援事業 (家計改善支援 事業)	生活困窮者の多くが家計に関わる問題を抱えていることから、自らの家計の課題に気づき、自ら家計を管理しようという意欲を引き出すための支援を行う。	生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連携を図っていく。 生活困窮者の中には、多重・過剰債務により家計に関する課題を抱えている者が多く、家計管理のための助言や管理能力を高めるための支援を行うことで自殺リスクを軽減していく。
古河市 社 会 福 祉 協 議 会	⑥-55 生活一時資金貸 付事業 ★	低所得者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加を促進する。	生活困窮者自立支援事業との連携により、資金貸付けに至るまでの聞き取りのなかで、生活が困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、生活困窮者とともにその対策を講じて自立を目指す支援を行うことで、自殺リスクを軽減していく。
古河市 社 会 福 祉 協 議 会	⑥-56 生活福祉資金貸 付事業 (県受託事業) ★	低所得者、障害者又は高齢者の属する世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加を促進する。	生活困窮者自立支援事業との連携により、資金貸付けに至るまでの聞き取りのなかで、生活が困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、生活困窮者とともにその対策を講じて自立を目指す支援を行うことで、自殺リスクを軽減していく。
古河市 社 会 福 祉 協 議 会	⑥-57 緊急生活支援対 策事業 (救済物資支給) ★	生命の危機に直面するほどの生活困窮に状況に陥っていると判断され、緊急的な対応が必要な生活困窮者に対し、救済物資を支給する。	生命の危機に直面するほどの生活困窮に状況に陥っている人は、自殺リスクが高いと考えられるため、生活困窮者自立支援事業との連携により、生活が困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、生活困窮者とともにその対策を講じて自立を目指す支援を行うことで、自殺リスクを軽減していく。
古河市 社 会 福 祉 協 議 会	⑥-58 歳末たすけあい 配分事業	毎年行われる歳末たすけあい募金を原資に、在宅で援護を必要とする世帯からの申請を受け配分金を各世帯に配分する。	配分金の申請を受け付けてから、配分するまでの間に、地域の自殺リスクの状況を把握することで、自殺に関するアウトリーチを行っていく。
古河市 社 会 福 祉 協 議 会	⑥-59 地域包括支援セ ンターの運営	地域住民の健康の保持及び生活安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保険医療の向上及び福祉増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する。	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、自殺対策のことを念頭におき、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動を図っていく。

古河保健所	⑥-60 精神クリニック	こころの健康に関する専門医による相談 毎月 第1火曜日, 第3水曜日 (予約制)	精神疾患が疑われる本人や家族等からの相談を行うことにより, 早期に医療を受け, 自殺の要因となるうる病等の治療につなげる。
-------	-----------------	--	---

⑦社会全体の自殺リスク低下

担当部署	事業番号 事業名	事業概要	「いのちを守る施策」実施内容
古河市 障がい 福祉課	⑦-1 障害者虐待の対応 ☆	障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置。	障がい者虐待の相談担当職員等に対して, 相談支援を行う担当職員に対して, 自殺問題の実態や各種の対策, 取り組み等に関する研修や情報の提供を行い, 自殺リスクを軽減する, という視点を持った相談支援により, 自殺予防につなげていく。
古河市 障がい 福祉課	⑦-2 障害者自立支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワーク構築	医療や福祉等の各種支援機関の間に構築されたネットワークは, 自殺対策(生きることの包括的支援)を展開する上での基盤となるため, 自殺の実態や取組等の情報を関係者間で共有することにより, 自殺予防につなげていく。
古河市 障がい 福祉課	⑦-3 障害者基本計画 障害者福祉計画 管理事務	障害者基本計画及び障害福祉計画の進行管理を行うとともに, 次期障害者基本計画, 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定を行う。	障がい者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより, 両事業のさらなる連携の促進を図っていく。
古河市 高 齢 福祉課	⑦-4 老人クラブ活動 助成事業	高齢者の生きがいと健康づくりに資する活動を推進し, 明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に寄与することを目的として自主的に組織される老人クラブ及び老人クラブ連合会に対して, 補助金を交付する。	総会や研修会等の複数が集まる場で, 自殺に関する講演会を開催し, 啓発品やリーフレットを配布することで, 自殺リスクの軽減・早期対応を図っていく。
古河市 高 齢 福祉課	⑦-5 介護予防普及啓 発事業(さわやか 教室, シニア運動 教室) ☆	65歳以上の高齢者を対象に介護予防教室(運動, 栄養, 口腔, 認知等)を行い, 介護予防への意識付けを図る。また, 教室終了後は, 自主グループ化を支援し住民主体の通いの場を増やしていく。	教室等の開催により, 身近な場所での住民主体の通いの場が増えることで, 閉じこもりを予防し, 地域との交流を深めていく。 また, 教室等の開催は, 参加している高齢者の状況を定期的に把握することができ, 異変があれば必要な専門機関につなぐこともできるため, 自殺予防の事業という位置づけからも実施し, 自殺リスクの軽減を図っていく。
古河市 高 齢 福祉課	⑦-6 地域介護予防活 動支援事業(古河 市シニアボラン ティアポイント 事業)	元気な高齢者が市内の登録受入施設でボランティア活動し, その活動に応じてポイントを付与・交付金と交換できる。 ①登録講座受講②登録③登録施設で活動④ポイント申請	ボランティア活動を通じて, 自分自身の介護予防・健康増進・生きがいにつながる。また, 社会参加や活動を広げることで, 閉じこもり予防や地域との交流につながり, 自殺リスクを軽減していく。
古河市 高 齢 福祉課	⑦-7 地域リハビリテ ーション活動支 援事業(リハビリ テーション専門 職派遣事業)	・地域においてリハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し, 介護予防を機能強化する。 ・住民主体の通いの場にリハビリ専門職等を派遣し, 体力測定や講話等を実施。	参加者の様子や相談等から, 高齢者の抱える問題や異変等に気づくことで, 自殺リスクの軽減・早期対応を図っていく。



古河市 地域包 括支援 センター	⑦-8 家族介護支援事 業 ☆	在宅介護支援センター等に委託して実施している。「介護支援講座」を開催して、介護技術の習得による介護負担の軽減を図るとともに、介護者同士の交流会を実施するなどにより、高齢者を介護している家族等を支援する。(月1回)	高齢者の介護は本人や家族にとっては非常に負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながるといった危険性もある。 講座・交流会等の実施により本人や家族の負担軽減を図り、自殺リスクの軽減に向けた包括的な支援として推進していく。
古河市 地域包 括支援 センター	⑦-9 高齢者見守り協 定に関すること	市と事業所が高齢者等の見守り活動に関する協定を締結することで、積極的に高齢者等の見守り活動を行い、日常業務を遂行する際、高齢者等のいる世帯において何らかの異変に気付いたときは、各高齢者サポートセンターに連絡するなど、市と連携を図り、高齢者を見守る体制を整備する。	高齢者等の世帯などとかかわりの多い事業所と見守り協定を結ぶことで、高齢者等の自殺リスクの軽減・早期対応を図っていく。
古河市 子ども 福祉課	⑦-10 女性相談	家庭や生活上の問題解決のための各種相談の実施(総合相談、女性に対する暴力相談、女性のための法律相談)	担当職員に対して、自殺の実態や取組等の情報を提供し、自殺リスクの視点を踏まえて相談者と接することで、自殺リスクを軽減していく。
古河市 子ども 福祉課	⑦-11 配偶者暴力相談 支援センター事 業 ☆	配偶者等からの暴力の相談および被害者の保護の実施。	配偶者やパートナー等から暴力を受けるという経験は、自殺リスクを高めると考えられるため、相談支援を行う担当職員に対して、自殺問題の実態や各種の対策、取り組み等に関する研修や情報の提供を行う。自殺リスクを軽減する、という視点を持った相談支援により、自殺リスクの軽減・早期対応を図っていく。
古河市 健康づ くり課	⑦-12 がん検診推進に 関すること	がん検診の受診勧奨通知を送付し、早期発見につなげる。	がん検診を推奨する中で、自殺リスクの高い住民に対して生きる支援に関する様々相談先の掲載されたリーフレットを配布することで、自殺予防につなげていく。
古河市 健康づ くり課	⑦-13 予防接種事業	予防接種法に基づき、定期接種を実施する。	子育て中や出産後間もない母親を訪問し予防接種の説明をする中で、担当者が自殺のサインに気が付けるよう自殺の実態や取組等の情報を関係者間で共有することにより担当者へ自殺の問題理解の促進を図っていく。
古河市 健康づ くり課	⑦-14 健康づくり協力 員事業	地域の自治会・行政区より推薦され、市長より委嘱を受け、行政と地域のパイプ役として活動。定例会での学びや、保健事業の広報活動をはじめ、赤ちゃん訪問、乳幼児健診への協力や婦人科がん検診での託児協力、地域での健康づくり活動等を行っている。	▼健康づくり協力員に対し研修を行い、産後うつや乳幼児を抱えた母親等の自殺のリスク等を理解してもらうことで、問題があれば保健師へ連絡する等の対策を図っていく。 ▼地域活動を実施する中で、地域の方で自殺などのリスクが高いと思われる方について、保健師等へ連絡する等の連携を図っていく。
古河市 健康づ くり課	⑦-15 がん検診精密検 査受診勧奨事業	がん検診での要精密検査対象者が診断・治療のため、できるだけ早期に医療機関を受診できるよう勧奨している。段階ごとに医療機関リストの送付、自宅訪問・電話および文書郵送による再勧奨を行っている。	▼早期の医療開始がいのちの質を高めることを説明し、早期発見・早期治療を推進していく。 ▼体調の変化に伴うリスクを専門機関へつなぎ、精神的なケアを含めたいのちを守るための包括的な支援を実施していく。

古河市健康づくり課	⑦-16 生活習慣病等の予防事業	各健康教育や特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防や改善および疾病の重症化予防を図ると共に、心の健康づくりについても啓蒙を行っている。	生活習慣病の発症や重症化はうつ病の発症にも関連があるため、生活習慣病の予防や重症化予防対策を強化する事でうつ病などの発症のリスクを軽減していく。また、各事業において、睡眠やストレス等に関する内容を周知し心身の健康の保持増進を実施することで、自殺予防につなげる。
古河市健康づくり課	⑦-17 母子保健 (母子健康手帳交付等)	妊娠届出による母子健康手帳の交付	妊娠届出時のアンケートで、精神疾患等の既往についての問診項目や相談相手の有無などを聴取し、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれば特定妊婦として関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応を強化していく。
古河市健康づくり課	⑦-18 母子保健 (妊婦訪問及び電話相談)	妊婦の全数把握と相談の実施 (母子保健コーディネーターが電話相談を実施し、実情に合わせたサービスの紹介)。	自殺の実態や取組等の情報を関係者間で共有することで、自殺リスクを軽減していく。
古河市健康づくり課	⑦-19 母子保健 (乳児家庭全戸訪問事業)	新生児・乳児の訪問指導。	乳児家庭全戸訪問事業に従事する保健師や助産師、看護師等が乳幼児を抱えた母親の抱えがちな自殺のリスクと対応につき理解した上で家庭訪問を実施することで、母親との面接時に異変に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺リスクの軽減・早期対応を図っていく。
古河市健康づくり課	⑦-20 母子保健 (養育支援訪問) ☆	専門職による乳幼児の養育に問題を抱えた家庭への保健師等による訪問指導を行う。	育児ストレスや・産後うつ、精神疾患等で、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭は、養育に対する支援の他、自殺予防のための支援も必要である。自殺問題の実態や各種の対策、取り組み等の情報を関係者間で共有することにより、担当者へ自殺の問題理解の促進していく。
古河市健康づくり課	⑦-21 母子保健 (乳幼児健康相談) (3～4か月児健康診査)	専門職による乳幼児の育児相談。	通常の育児相談の中で自殺リスクの視点を踏まえて対応し、家庭の問題や相談者の悩みに対して必要な助言や指導を行い、自殺リスクを軽減させるとともに、必要時、他の専門機関へとつなぐなどの連携を図っていく。
古河市健康づくり課	⑦-22 母子保健 (発達相談)	乳幼児の発達相談の実施。 (児の発達及び育てにくさを抱えた保護者への相談)	自殺の実態や取組等の情報を関係者間で共有することにより、担当者の自殺問題への対応力を高めることで自殺予防につなげていく。
古河市健康づくり課	⑦-23 母子保健 (産前産後サポート事業)	育児不安を抱えた妊産婦の育児教室(ママカフェ)の実施。	産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高いため、EPDS 高値の産婦については教室への参加を勧め、助産師等の専門家による必要な助言や指導を行うことで、自殺リスクを軽減していく。
古河市健康づくり課	⑦-24 母子保健 (産後ケア事業)	宿泊型、訪問型の産後ケア事業の実施。	出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続することにより、自殺リスクを軽減していく。
古河市健康づくり課	⑦-25 母子保健 (妊産婦健康診査)	妊婦及び産婦健康診査(2週間・1か月)の実施。	妊娠中の体調の変化や、産後はホルモンバランスの崩れや育児への不安等から、うつのリスクを抱える危険があるため、産後2週間と1か月の時期に医療機関で健診を受けられる機会を提供し、専門職からの必要な助言や指導を受け、産後うつを早期に把握することで自殺予防につなげる。

古河市健康づくり課	⑦-26 母子保健 (1歳6か月児健康診査) (3歳児健康診査)	幼児の歯科疾患の予防、口腔の健全な発育・発達支援のための歯科健診・歯科保健指導。	子どもに対する歯科検診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴重な機会であるため、注意深く観察することで、問題を抱えた家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動させるきっかけとなり、幼児のみならずその親をも含めて包括的な支援を実施していく。
古河市健康づくり課	⑦-27 母子保健 (思春期教育)	いのちの大切さを考え、望まない妊娠の防止や乳幼児の虐待防止等を目的とした性教育。	市内の中高生を対象に思春期教育を実施し、いのちの大切さと自分自身や周囲の人を大切に思う気持ちを育て、自己肯定感を高めることで、生きる要因を育むことで自殺予防につなげる。
古河市健康づくり課	⑦-28 母子保健 (5歳児スマイル親子相談会)	5歳児(年中児)対象の相談。 (子育てに関する悩みや児の発達の困り感を抱えた保護者への相談)	子どもの発達に関する保護者の悩みに専門家が相談に応じ、必要時には指導課とも連携して就学相談や発達相談につなげる等、包括的な支援を実施し自殺リスクの軽減・早期対応を図っていく。
古河市健康づくり課	⑦-29 母子保健 (マタニティスクール・両親学級)	妊娠出産を控えた妊婦及びその家族を対象に、産後の育児に役立つ保健指導。	助産師等の専門家による講話や指導により産後の支援体制を整え、産後うつや育児ストレス等の軽減を図り、自殺予防につなげていく。
古河市児童発達支援センター	⑦-30 児童発達支援事業	①児童発達支援 就学前の発達に支援が必要な児童に対し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士が専門的に支援を行い、社会適応を促す。 ②保育所等訪問支援 市内の保育所・幼稚園・小学校及び、特別支援学校に在籍している、発達に支援が必要な児童に対し、訪問支援員が集団生活を行っている場に赴き、適応状況を確認し、必要な対応について関係機関と情報共有し、社会適応を促す。 ③障がい児(者)相談支援 福祉サービスについての相談や、実際に利用する場合の福祉サービス利用申請・利用計画案の作成を行う。 ④放課後等デイサービス 就学後の発達に支援が必要な児童に対し、理学療法士、作業療法士、臨床心理士が専門的な支援を行い、社会適応を促す。	①保護者に対して、発達特徴を伝え、対応方法を共有することで育児困難感の軽減を図り、同じような悩みを持つ保護者同士のつながりを悩み相談の場とし、自殺リスクの軽減を図っていく。 ②思春期には、自他との違いで、二次的障害が出やすい。自分を客観視できる視点や発達特徴に応じた対応方法を学ぶことで、『自己認知』できるように促す。自分の良さに気づくことで、生きる事の要因を育み自殺リスクを回避していく。 ③さまざまな福祉サービスの情報を得ることで、自分に合った環境やサービスを選択出来るようにサポートし、自分らしく生きていける事で生きる要因を育み自殺リスクを回避していく。 ④利用児に対して、社会技能訓練(ソーシャルスキルトレーニング)を直接提供することで、集団適応できる力を育てる。『人と交渉する』『互いに妥協点を見つける』経験を通じて、柔軟な対応能力を学び、『自己有用感』を育てていく。このことは、生きる要因を育む事に直結し、自殺リスク回避につながる。
古河市社会福祉協議会	⑦-31 心配ごと相談事業 ☆	家庭内の悩みや生活上のトラブルを抱えた市民に対し、相談員によるアドバイスをを行う。健康の駅と三和地域福祉センターにおいて、隔週で無料相談を実施している。	相談者の中には、家族の中に長期にわたり、引きこもっている人を抱えている、問題が多様で深刻、複数の問題を同時に抱えているなど、自殺リスクが高いと思われる人が多い。 相談後も問題解決に向けてのフォローを行うなど、継続的な支援を行う事で、自殺リスクを軽減していく。



古河市 社 会 福 祉 協 議 会	⑦-32 ひとり暮らし給 食サービス	ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）が給食サービス（会食型）に参加することにより、高齢者同士、民生委員、ボランティアの方々との交流を深め、ひきこもりを防ぐと共に、ひとりでも多くの参加を呼びかけることで安否確認と心身のケアを図り、住み慣れた地域で安心して生活することを目的とする。	食事の提供機会を利用し、ひとり暮らし高齢者の健康状態や生活実態を把握することで、孤立化や孤独死等の予防を図っていく。 近隣地域における友達づくりとともに、心理的なサポートも併せて行い、自殺リスクを軽減していく。
古河市 社 会 福 祉 協 議 会	⑦-33 成年後見サポ ートセンター事業	成年後見サポートセンター（社会福祉協議会内に設置）において、認知症高齢者及び知的障害者、精神障害者など判断能力に要支援課題が生じた人々や児童の権利を擁護するとともに、住み慣れた地域において安心して自立した生活を送ることが出来るように支援することを目的とする。 ・法人後見 ・成年後見制度利用についての相談支援等 ・市民後見人の養成及び研修 ・福祉サービス利用等の相談受付	判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害等を有し、自殺リスクの高い方が含まれる、事業の中で当事者と接する際に、自殺リスクの早期発見・早期対応を図る。
古河市 社 会 福 祉 協 議 会	⑦-34 ふれあいいきい きサロン事業	自治会、行政区及び町内会程度を範囲とし、地域における仲間作りの場として、その地域の住民及びボランティアが共働することにより、参加者の生きがいと地域の支え合いの力を高めることを目的とする。	地域の高齢者や障がい者を含めた住民とボランティアが交流を図ることで、孤独感の解消につながるるとともに、自殺リスクの早期発見・早期対応を図る場となる。
古河市 社 会 福 祉 協 議 会	⑦-35 生活支援体制整 備事業	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、多様な生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築を目指し支援体制の充実と社会参加の推進を一体的に図る。	地域における助け合いの仕組みづくりのため、資源調査や実態把握を行う中で孤独死や地域での孤立を防止し、自殺リスクの早期発見・早期対応を図る。

⑧自殺未遂者の再企図防止

担当 部署	事業番号 事業名	事業概要	「いのちを守る施策」実施内容
古河市 福 祉 総務課	⑧-1 各種相談窓口広 報事業	住民の様々な困りごと・悩みに対応する相談窓口を、情報発信していく。	古河市公式ホームページ、古河市の広報誌、庁舎内でのポスター掲示等で、自殺に関する相談窓口の情報を広く発信していくことで、自殺未遂者支援を図っていく。

⑨遺された人への支援

担当 部署	事業番号 事業名	事業概要	「いのちを守る施策」実施内容
----------	-------------	------	----------------

古河市 福祉 総務課	⑨-1 遺された人への 支援	遺族の精神的負担は大きく、亡くなった人以上に遺族となる人の数は多く、その人たちへの支援を提供する。	自死遺族による自死遺族のための集いや、自死遺族に関する相談窓口の情報を、古河市公式ホームページ、古河市の広報誌、庁舎内でのリーフレット設置等情報を広く発信し、遺された人への支援を図っていく。
------------------	----------------------	---	---

⑩民間団体との連携強化

担当 部署	事業番号 事業名	事業概要	「いのちを守る施策」実施内容
古河市 福祉 総務課	⑩-1 市内の各団体と の連携	市内の民間団体へ、自殺予防に関するチラシを配布することで、近い人同士で自殺リスクの軽減をはかれるよう支援していく。	民間団体の会議等でチラシを配布することで、会議に参加した方との連携を図ることで、より効果的に自殺リスクを軽減していく。

⑪子ども・若者の自殺対策

担当 部署	事業番号 事業名	事業概要	「いのちを守る施策」実施内容
古河市 子ども 福祉課	⑪-1 放課後児童健全育 成事業 ☆	就業等により昼間保護者のいない家庭の児童（小学生）の居場所づくりとして、学校の放課後及び長期の休み中に放課後児童クラブで児童の預かりを行う。	放課後児童クラブの職員に対し自殺問題の実態や各種の対策、取り組み等に関する研修や情報の提供し、問題を抱えている子どもや保護者を、必要な機関へつなぐ等の対応ができるようにすることで、自殺リスクの軽減・早期対応を図っていく。
古河市 指導課	⑪-2 いじめ問題対策事 業 ☆	「いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめに関係する団体等と情報の共有をするとともに、重大事態が発生した場合には、「いじめ問題対策委員会」を開催して、事実関係の調査及び審議を行う。	協議会ではいじめに関係する団体等が情報共有することで、いじめの未然防止につながる。対策委員会では、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。 いじめは自殺に直結する要因になり得ると考えられることから、いじめ対策の推進により、自殺リスクを軽減していく。
古河市 指導課	⑪-3 学校教育支援事業 （教育活動指導 員）	児童生徒一人一人の個人差や習熟度に応じた指導を充実させるために、小中学校に教育活動指導員を配置し、学校教育活動を支援する。教育活動指導員の研修会を実施し、スキルアップを図る。	教育活動指導員に対する研修会の際に、青少年の自殺の現状と対策（生きることの包括的支援）についても取り上げることで、自殺対策の現状と取組についての理解促進を図っていく。
古河市 指導課	⑪-4 教育指導事業 （中学校職場体験 学習） ☆	中学生に職場体験をさせることで、望ましい勤労観、職業観を育成する。	職場体験の機会から、中学生に将来の就業について考えさせることができる。また、併せて、将来の就労生活の中で問題を抱えた場合の対処法や相談先情報等を早い段階から学ぶことができる。このようなことから、自殺リスク軽減とも関連させて、生徒のSOSの出し方の教育を推進していく。
古河市 指導課	⑪-5 心の相談等事業 （教育相談（いじ め含む）） ☆	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を実施する。来室が難しい場合や相談者の希望によって電話での相談も行う。	学校以外の場で相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、自殺リスクの軽減・早期対応を図るとともに、相談者にリーフレット等を配付することで、相談窓口等の情報、SOSの出し方を周知していく。

古河市 指導課	⑩-6 心の相談等事業 (古河市教育支援 センター)	(1)不登校児童生徒(市内在住の 小中学生)を対象にした教育支援 センターを設置 (2)不登校児童生徒の自立を支援 する学習・生活指導等の実施 (3)不登校児童生徒の保護者に対 する相談活動の実施	職員に自殺の実態や対策の情報を提供し、自殺リ スクの把握と対応について理解が深まり、不登校 児童生徒の支援の拡充を図り、保護者から相談の あった場合に、職員が必要に応じて適切な機関へ つなげるようにしていく。
古河市 指導課	⑩-7 心の相談等事業 (古河市スクール カウンセラー派遣 事業)	学校生活等に不安を抱えている 児童生徒の相談の機会を増やし、 問題行動等の未然防止、早期発見 及び早期解決を図る。	悩みを抱えている子どもは、その家庭も様々な課 題や自殺リスクを抱えているケースがある。スク ールカウンセラーと学校が連携することにより、 児童生徒の家庭状況にも配慮しながら、課題解決 へとつなげることで生きる事への包括的な支援を していく。
古河市 指導課	⑩-8 心の相談等事業 (ホームスタディ サポーター派遣)	不登校の児童生徒に対し、自立し た生活を送ることを目指して、一 人ひとりの状況に応じた学習や グループ活動を実施する。児童生 徒が自らの生活をふり返り、自 主・自立の力を発揮できるよう支 援する。	サポーターに対して自殺の実態や対策の情報を提 供し、児童生徒の家庭状況にも配慮しながら、問 題を察知した場合には適切な機関につなぐ等、サ ポーターの対応力を強化していく。
古河市 指導課	⑩-9 スクールソーシャ ルワーカー活用事 業	社会福祉等の専門的な知識や技 術を有するスクールソーシャル ワーカーを活用し、さまざまな課 題を抱えた児童生徒に対し、当該 児童生徒が置かれた環境へ働き かけたり、関係機関等とのネット ワークを活用したりするなど多 様な支援方法を用いて課題解決 への対応を図る。	さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその 保護者等の自殺リスク軽減に向けて、スクールソ ーシャルワーカーによる関係機関と連携していく ことで、自殺リスクの軽減・早期対応を図ってい く。
古河市 指導課	⑩-10 特別支援教育推進 事業 (就学相談・巡回 相談)	教育上特別な支援を必要とする 幼児及び児童生徒に対し適正な 就学支援を行うため、「古河市教 育支援委員会」を設置し運営す る。また、関係機関と連携なが ら一人一人のニーズに応じたき め細かな就学支援の充実を図る。	特別な支援を要する児童・生徒は、学校生活上で 様々な困難を抱える可能性があり、各々の状況に 応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、 自殺リスクの軽減を図っていく。また、児童生徒 の保護者の相談にも応じることにより、保護者自 身の自殺リスクの軽減・早期対応を図っていく。
古河市 指導課	⑩-11 特別支援教育推進 事業 (特別支援教育支 援員)	特別支援教育支援員を配置し、古 河市内の小中学校に在籍する特 別な支援を必要とする身体障 害・知的障害・発達障害等の児童 生徒等に対する教育効果を高め る。	特別支援教育支援員の配置により、障害のある児 童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学 習が推進され、誰もが互いに人格と個性を尊重し 合える共生社会(生きやすい社会)の実現を目標 に、将来的にも自殺リスクの軽減を図っていく。
古河市 指導課	⑩-12 日本語指導を要す る児童生徒支援事 業 (日本語指導サポ ーター派遣)	日本語支援が必要な児童生徒に 対し、サポーターを派遣し、学校 生活がスムーズになるように支 援する。	日本語指導サポーターに対して自殺の実態や対策 の情報を提供し、児童生徒に接する際に、自殺リ スクの軽減・早期対応を図っていく。
古河市 指導課	⑩-13 放課後子供教室事 業	放課後の時間を活用して、参加希 望児童を対象に、45分の自主学 習時間と場所を各小学校に設定 し、週あたり2から3日程度実施 する。タブレット用学習アプリを 使用し、児童が自分の興味・関心	学習サポーターに対して自殺の実態や対策の情報 を提供し、児童生徒に接する際に、自殺リスクの 軽減・早期対応を図っていく。

		に応じて、自主学習を進め、学習習慣の定着を図る。	
古河市 指導課	⑩-14 保幼小中連携・接 続事業	幼児教育施設、小学校、中学校間 で連携・接続し、スムーズな移行 を図るとともに、希望や目標をも って各学校に入学し、それぞれの 学校生活にスムーズに移行でき る児童生徒を育てることを目的 とする。	幼児教育施設、小学校、中学校間で、児童生徒の 家族の状況等も含めて情報を共有し、自殺のリス クを抱える家庭を包括的・継続的な支援を実施し ていく。
古河市 指導課	⑩-15 理科教育推進事業	小学校への理科教育支援員の派 遣により小学校理科教育の充実 を図る。	自殺の実態や対策等の情報を共有することにより 理科教育支援員へ自殺の問題理解の促進を図る。 そして、一人一人の様子を観察することにより、 児童の心のわずかな変化をキャッチし、いじめや 問題行動等への早期発見・早期対応を図っていく。

⑫勤務問題による自殺対策

担当 部署	事業番号 事業名	事業概要	「いのちを守る施策」実施内容
古河市 福祉総 務課	⑫-1 生活困窮者自立支 援事業 (就労準備支援事 業) ★	雇用による就業が著しく困難な 生活困窮者に対し、就労に必要な 知識及び能力の向上のために必 要な訓練を行う。	経済・社会的な自立を目標に就労支援をする中で、 対象者の心理的な側面にも目を配り、必要に応じて 関係者と連携をとり自殺リスクを軽減していく。
古河市 社会福 祉課 ハロー ワーク 古河	⑫-2 「つなぐハローワ ークこが」の設置 業務 ★	厚生労働省茨城労務局と古河市 が共同で、対象者を限定(生活保 護受給者、児童扶養手当受給者、 住宅確保給付金受給者、生活困窮 者)した職業相談・紹介の窓口を 「健康の駅」に開設し、より密接 に支援する。	限定された対象者(生活保護受給者、児童扶養手当 受給者、住宅確保給付金受給者、生活困窮者)への 就職活動支援は、自殺リスクの軽減につながる。市 役所とハローワークが連携をとり、対象者へ迅速かつ 具体的な支援をしていくことで自殺予防につな げていく。
古河市 商工会 古河商 工会議 所 古河市 工業会	⑫-3 経営支援事業	経営課題の解決、資金繰り対策、 創業・事業継承支援、巡回・窓口 相談。	経営者の課題や問題を、多方面から支援すること は、生きる事への包括的な支援そのものである。ま た、担当者で自殺対策の情報共有し自殺のサインに 気付けるようにすることで、自殺リスクを軽減して いく。
ハロー ワーク 古河	⑫-4 生活保護受給者等 就労自立促進事業 ★	ハローワークと市との協定等に 基づく連携を基盤に、ワンストッ プ型の就労支援体制を整備し、生 活保護受給者等の就労による自 立の支援をする。 また、市の生活困窮者自立支援担 当、ひとり親家庭担当、社会福祉 協議会等とも協議会を形成し、就 労に向けた連携体制を構築する。	ハローワークの職員及び市の関係部署の職員に対 し、協議会などの場面を活用して、自殺問題の実態 や各種の対策、取り組み等に関する研修や情報の提 供を行い、自殺リスクを軽減する、という視点を持 った就労・自立支援により、自殺予防につなげる。 また、協議会開催の際に、自殺に関する研修の開催 やリーフレットを配布するなどにより、自殺予防の 周知・啓発を推進していく。

ハロー ワーク 古河	⑫-5 子育て女性等の就 職支援協議会の開 催 ★	子育て支援に関わる市の関係部 署と「子育て女性等就職支援ネッ トワーク」を構築し、そのネット ワークを通じて、それぞれの施策 を相互に理解し、必要な情報を共 有し、子育て求職者の就職を支援 するとともに、連携に必要な事項 を協議する。	関係機関で構築された「子育て女性等就職支援ネッ トワーク」は、女性の就労の相談支援を取り上げる だけではなく、生活や子育て上の困りごとへの相談 にもつなぐことで自殺リスクを軽減していく。 また、協議会開催の際に、自殺に関する研修の開催 やリーフレットを配布するなどにより、自殺予防の 周知・啓発を図っていく。
ハロー ワーク 古河	⑫-6 地域障害者雇用連 絡会議の開催 ★	障害者の就労等に関する機関 等と「地域障害者雇用連絡会議」 を通じてネットワーク構築し、障 がい者の雇用の支援をする。	関係機関で構築された「地域障害者雇用連絡会議」 は、障がい者の就労の相談支援を取り上げるだけ ではなく、生活や子育て上の困りごとへの相談にもつ なぐことで自殺リスクを軽減していく。 また、協議会開催の際に、自殺に関する研修の開催 やリーフレットを配布するなどにより、自殺予防の 周知・啓発を図っていく。
ハロー ワーク 古河	⑫-7 求職者支援制度 ★	雇用保険の失業給付等の受給が できない方が「職業訓練受講給付 金」を受給しながら、職業訓練を 行い、必要なスキルを身につけ、 早期就職につながるようを支援 する。	職業訓練受講期間中の受講生（求職者）はさまざま な悩みを抱えており、自殺リスクが高いと考えられ るため、訓練機関等を含め、関係者に対し、自殺問 題の実態や各種の対策、取り組み等に関する研修や 情報の提供を行い、自殺リスクを軽減する、という 視点を持った職業訓練・就労の支援により、自殺予 防につなげる。

2. 古河市の各種相談先一覧

分野	名称	担当課	内容	実施日	場所
金銭・ 困窮	市民の法律相談	市民総合窓口課 TEL：92-3111	弁護士による法律無料相談が受けられます。	毎月4回 (不定期)	市役所
	行政相談	市民総合窓口課 TEL：92-3111	行政相談委員による行政について無料相談が受けられます。	年8回 (不定期) (4月・8月・1月・2月を除く)	市役所
	税務相談	市民総合窓口課 TEL：92-3111	関東信越税理士会古河支部による無料税務相談が受けられます。	年間10回 第2火曜日の 13：30～16：30 (2月・3月を除く)	市役所
	出張年金相談	国保年金課 TEL：22-5111	日本年金機構下館年金事務所による年金に関する相談が受けられます。 下館年金事務所 TEL：0296-25-0829	毎月 第3水曜日 (完全予約制)	古河商工会議所
	消費生活相談	古河市消費生活センター TEL：23-1718	消費者の不安やトラブルについての相談ができます。	月～金 9：00～12：00 13：00～16：00 (祝日・年末年始は除く)	市役所
	生活困窮者相談 (就労支援)	古河市生活支援センター TEL：92-7017	経済的問題での生活相談ができます。 (生活保護受給者以外の者)	月～金 8：30～17：15 (祝日・年末年始は除く)	古河市生活支援センター(健康の駅内)
子育て	家庭児童相談	子ども福祉課 TEL：92-3111	0歳から18歳未満の子どもに関するさまざまな相談ができます。 ※対面でも電話相談でも可	月～金 8：30～17：15 (祝日・年末年始は除く)	市役所
	DV相談	配偶者暴力相談支援センター TEL92-7209	DVに関する相談ができます。 ※対面でも電話相談でも可	月～金 9：00～17：00 (祝日・年末年始は除く)	まずは電話相談から
	就学相談	指導課 TEL：22-5111	就学に関する相談ができます。	月～金 8：30～17：15 (祝日・年末年始は除く)	市役所



	教育支援センター (古河市心の電話相談)	指導課 TEL : 22-5111	いじめや不登校、引きこもりなどに直面している児童生徒、保護者、教職員の相談に応えます。 (電話相談有り)	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始は除く)	古河フリースクール こが、そうわ、さんわ教室
	青少年相談コーナー	生涯学習課 TEL : 22-5111	学校・家庭・友達の相談 非行・問題行動に係る保護者からの相談に応えます。 <small>ナヤマシナ</small> TEL・Fax : 0120-783747 メールアドレス : soudan@city.ibaraki-koga.lg.jp	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00 (祝日・年末年始は除く)	市役所
	地域子育て支援センター	子ども福祉課 TEL : 92-3111	・子育て親子の交流および活動(園庭開放) ・子育てに関する相談 ・子育て関連情報の提供 ・子育ておよび子育て支援に関する講習会実施	月～金 (祝日・年末年始は除く) 時間は各施設で異なる	市内保育園等
	ネーブル子育て広場「ヤンチャ森」	子ども福祉課 TEL : 92-3111	親子の交流や語り合いの場、乳幼児の遊び場、子育てに関する情報等を提供 子育てに関する相談ができます。	9:00～17:00 (年末年始は除く)	ネーブル子育て広場「ヤンチャ森」
	乳幼児健康相談	健康づくり課 TEL : 48-6881	専門職に育児相談ができます。	偶数月3回 奇数月2回 (祝日・年末年始は除く)	福祉の森 「健康の駅」 三和地域福祉センター
	すこやか妊娠ほっとライン	健康づくり課 TEL : 48-6881	妊娠・出産に関する相談ができます。 029-221-1124 (いいにんしん)	月～金 10:00～18:00 (祝日・年末年始は除く)	公益社団法人茨城県看護協会
	産後ケア事業	健康づくり課 TEL : 48-6881	妊産婦と乳児への支援をします。 (訪問有り)	不定期 要問合せ	秋葉産婦人科病院
女性	女性のための相談	子ども福祉課 TEL : 92-3111	夫婦・親子・恋人・家族関係 結婚・離婚・男女関係等の相談ができます。	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は除く)	市役所
高齢者	高齢者サポートセンター(地域包括支援センター)	地域包括支援センター TEL : 92-5920	高齢者の方についての総合相談ができます。	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は除く)	高齢者サポートセンター古河・総和・三和

	認知症の相談	地域包括支援センター TEL : 92-5920	認知症に関する相談ができます。	毎月1回 (祝日・年末年始は除く)	市内各福祉施設
障がい者	障がいに関する相談	障がい福祉課 TEL : 92-4919	障がいのある人とその家族に関する各種相談	月～金 8 : 30～17 : 15 (祝日・年末年始は除く)	健康の駅
		基幹相談支援センター青嵐 荘つくし園相談支援事業所		年中無休 8 : 30～17 : 30	基幹相談支援センター青嵐 荘つくし園相談支援事業所
	障害者相談	障がい福祉課 TEL : 92-4919	障害者相談員による、障がいのある人とその家族に関する各種相談	月1～2回	福祉の森 健康の駅 三和庁舎
	虐待相談	障害者虐待防止センター TEL : 0120-063801 Fax : 92-5544	障がい者の虐待に関する相談	月～金 8 : 30～17 : 15 (夜間・休日は委託先の相談支援センターへ転送)	障害者虐待防止センター (障がい福祉課内)
その他	在住外国人生活相談	企画課 TEL : 92-1404	日本に住む外国人の生活に関する相談ができます。	月～金 8 : 30～17 : 15 (祝日・年末年始は除く)	市役所
	人権相談	人権・男女共同参画室 TEL : 92-3111	人権擁護員による人権相談が受けられます。	不定期 要予約	市役所
	人権生活相談	隣保館 TEL : 48-1989	相談員による生活上の様々な人権に関する相談が受けられます。	毎月第2土曜日 第4土曜日 13 : 30～15 : 30 (12月・1月は除く)	隣保館
	心配ごと相談	古河市社会福祉協議会 TEL : 48-0808	日頃から困っていること悩んでいることの相談ができます。	毎週水曜日 13 : 30～15 : 30 (祝日・年末年始は除く)	「健康の駅」 三和地域福祉センター

3. 古河市以外の相談窓口一覧

相談窓口	連絡先	相談時間帯	運営主体
茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター	TEL: 0296-22-7830 (県西教育事務所内) メール:kenseiijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp いじめ・体罰問題について、電話とメールで相談ができます。	月曜・水曜 9:00~16:30 火曜・木曜・金曜 9:00~18:30 (祝日・年末年始は除く)	茨城県
文部科学省 24 時間子供 SOS ダイヤル	TEL: 0120-0-78310 (なやみ言おう) いじめ問題などに悩む子供や保護者が相談できます。	夜間・休日を含めて 24 時間相談可能	文部科学省
茨城県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	TEL: 029-221-4166 専門の女性相談員が、無料で相談を受けます。匿名で気軽に相談できます。	月～金 9:00~21:00 土日祝日 9:00~17:00 面接相談 (要予約) 9:00~17:00 (年末年始を除く)	茨城県
いばらきこころのホットライン	TEL: 029-244-0556 (月曜～金曜) 0120-236-556 (土曜・日曜) 不登校、社会生活、家庭に関する悩みなどの相談ができます。	9:00~12:00 13:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)	茨城県
教育・子育て電話相談	TEL: 029-225-7830 子どものしつけ、学校での問題、子育てや家族関係のことなどの電話相談ができます。	8:00~22:00 毎日 (年末年始を除く)	茨城県
県民安心センター 総合相談	TEL: #9110 ダイヤル回線: 029-301-9110 犯罪等による被害の未然防止に関する相談や安全と平穏に関する相談ができます。	毎日 24 時間	茨城県警察
精神クリニック	TEL: 0280-32-3021 (予約受付) 月～金 8:30 から 17:15 (祝日・年末年始は除く) 精神科医師の相談が受けられます。	毎月 第 1 火曜日 第 3 水曜日 (予約制)	古河保健所
(公財) 茨城カウンセリングセンター	TEL: 029-225-8580 面接相談 (要予約) 1回 50分 3,240円	月～土 午前 10:00~12:00 午後 13:00~18:00 (祝日・年末年始は除く)	(公財) 茨城カウンセリングセンター

茨城いのちの電話	TEL : 029-855-1000 (つくば) 029-350-1000 (水戸)	毎日 24 時間対応	社会福祉法人 茨城いのちの電話
	TEL : 0120-783-556 (フリーダイヤル)	毎月 10 日 8:00~翌日 8:00 まで	
(独) 茨城産業保健総合支援センター	TEL : 029-300-1221 産業保健の相談、働く人のこころの健康相談室等の幅広く相談ができます。	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は除く)	(独) 茨城産業保健総合支援センター
みんなの人権 110 番	TEL : 0570-003-110 差別や虐待, パワーハラスメントなど, 様々な人権問題について電話相談ができます。	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は除く)	法務局
子ども人権 110 番	TEL : 0120-007-110 「いじめ」や体罰, 不登校や親による虐待といった, 子どもをめぐる人権問題について電話相談ができます。	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は除く)	法務局
女性の人権ホットライン	TEL : 0570-070-810 夫・パートナーからの暴力, 職場でのいじめやセクシュアル・ハラスメント, ストーカーなど電話相談ができます。	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始は除く)	法務局
インターネット人権相談	HP http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html 相談フォームに氏名, 住所, 年齢, 相談内容等を記入して送信すると, 最寄りの法務局から後日, メール, 電話又は面談により回答します。	24 時間相談可能	法務局
外国人のための人権相談ダイヤル	TEL : 0570-090911 外国人であることを理由に差別やいじめといった, 人権問題について電話相談ができます。	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始は除く)	法務局

4. 策定の経緯

年月日	内 容
平成 30 年 10 月 10 日	第 1 回自殺対策計画策定委員会 (1) 自殺対策計画の概要説明 (2) 古河市の自殺と現状の課題 (3) 各課及び関係機関の自殺対策に関連する事業等の調査について（棚卸し）
平成 30 年 11 月 28 日	第 2 回自殺対策計画策定委員会 (1) 自殺対策に関する研修 古河市自殺対策に関して-精神科医からの提言- 猿島厚生病院 院長 医師 木村 修 氏 (2) 各課及び関係機関からの事業調査の結果について (3) 古河市自殺対策計画（案）について
平成 30 年 12 月 26 日	第 3 回自殺対策計画策定委員会 (1) 自殺対策に関する研修 精神科看護から見た自殺企図 小柳病院 外来主任 石田 千恵子 氏 (2) 古河市自殺対策計画（案）について
平成 31 年 1 月 25 日～ 2 月 14 日	パブリックコメント 古河市自殺対策計画（案）について、広く意見を募集
平成 31 年 2 月 18 日	第 4 回自殺対策計画策定委員会 (1) 古河市自殺対策計画（案）について （パブリックコメントの結果について） (2) その他

5. 古河市自殺対策計画策定委員会設置要綱

古河市自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に基づき古河市自殺対策計画（以下「計画」という。）を総合的かつ効果的に策定するため、古河市自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する検討及び調整を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、別表第1に掲げる組織を代表する者及び別表第2に掲げる職にある者をもって充てるものとし、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画を策定したときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は健康福祉部長をもって充て、副委員長は委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会議を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉総務課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年9月14日から施行する。

(失効)

2 この告示は、計画を策定した日に、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

古河消防署、古河警察署、古河保健所、古河公共職業安定所、社会福祉法人古河市社会福祉協議会

別表第2（第3条関係）

健康福祉部長、収納課長、福祉総務課長、社会福祉課長、障がい福祉課長、高齢福祉課長、子ども福祉課長、介護保険課長、健康づくり課長、商工政策課長、水道課長、指導課長

6. 古河市自殺対策計画策定委員会委員名簿

別表（第3条関係）

委員長 健康福祉部長 福島 正浩

副委員長 参事兼子ども福祉課長 尾花 仁 (名簿順不同)

所 属	部・課名	職 名	氏 名
古河市役所			
健康福祉部		部 長	福島 正浩
健康福祉部	福祉総務課	課 長	小林 政光
健康福祉部	社会福祉課	課 長	中沢 昇
健康福祉部	障がい福祉課	課 長	星野 智
健康福祉部	高齢福祉課	課 長	直井 浩子
健康福祉部	介護保険課	課 長	青木 保
健康福祉部	子ども福祉課	参事兼課長	尾花 仁
健康福祉部	健康づくり課	課 長	曾根 弘江
財政部	収納課	課 長	中川 一也
産業部	商工政策課	参事兼課長	山中 幸一
上下水道部	水道課	課 長	北野 環
教育委員会	指導課	課 長	佐山 順一
関係団体			
社会福祉法人 古河市社会福祉協議会	地域福祉課	課 長	綾部 孝
古河保健所	健康指導課	課 長	海老原 佳之
古河警察署	生活安全課	課 長	富田 佳昌
古河消防署		署 長	今泉 光一
古河公共職業安定所	公共職業安定所	統括職業指導官	須賀 雅之
事務局			
健康福祉部	福祉総務課	副参事	池澤 健嗣
		課長補佐	杉山 友美
		係 長	佐藤 圭
		主 事	松本 裕之

いのちを守る計画
～古河市自殺対策計画～

発 行 平成 31 年 3 月

編 集 古河市 健康福祉部 福祉総務課
TEL 0280-92-5771
FAX 0280-92-7564